

第百五十六回 参議院經濟産業委員会會議録第十五号

平成十五年五月十五日(木曜日)

午前九時二十分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

片山虎之助君

緒方 靖夫君

補欠選任

田村耕太郎君

大門実紀史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

小林 温君

近藤 剛君

関谷 勝嗣君

田村耕太郎君

福島啓史郎君

保坂 三蔵君

直嶋 正行君

中島 章夫君

藤原 正司君

築瀬 進君

鶴岡 洋君

松 あきら君

大門実紀史君

西山登紀子君

広野ただし君

国務大臣

経済産業大臣

平沼 赳夫君

副大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

福田 康夫君

財務副大臣

小林 興起君

厚生労働副大臣

木村 義雄君

経済産業副大臣

高市 早苗君

経済産業副大臣

西川太一郎君

大臣政務官

森田 次夫君

厚生労働大臣政務官

渡辺 孝男君

農林水産大臣政務官

西川 公也君

経済産業大臣政務官

竹島 一彦君

政府特別補佐人

公正取引委員会委員長

塩入 武三君

事務局側

常任委員会専門員

司法制度改革推進本部事務局局長

公正取引委員会事務局局長

警察庁生活安全局長

法務大臣官房審議官

文部科学省初等中等教育局長

文化庁次長

経済産業大臣官房審議官

経済産業省産業技術環境局長

特許庁長官

山崎 潮君

榎崎 憲安君

瀬川 勝久君

河村 博君

矢野 重典君

銭谷 眞美君

桑田 始君

中村 薫君

太田信一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特許法等の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局局長山崎潮君、公正取引委員会事務局局長榎崎憲安君、警察庁生活安全局長瀬川勝久君、法務大臣官房審議官河村博君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、文化庁次長銭谷眞美君、経済産業大臣官房審議官桑田始君、経済産業省産業技術環境局長中村薫君及び特許庁長官太田信一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 特許法等の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○福島啓史郎君 自由民主党の福島啓史郎でございます。

まず、特許法改正関係につきましてお聞きしたいと思っております。

最近、特に平成十年以降、特許料金の引下げを含めまして毎年のように特許法等を改正しているわけでございますが、まず特許法制につきまして全体的な展望はどうなっているのか、また毎年の改正ではなくて、一括して三年ないし五年ごとにはないかという、この点につきまして、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) おはようございます。福島先生に答弁させていただきます。

特許庁においては、特許法、実用新案法、意匠法、商標法に加えて、特許国際出願法あるいは電子手続のための特例法、さらには弁理士法、こういった多岐にわたる法律を所管しているところでございます。

近年、情報技術の発達やインターネットの普及などに伴いまして、技術の進歩、新規事業の拡大はますます多様かつ急速となっております。これらに関連する産業財産を時期を逃さず適切に保護することが求められているところでございます。

また、国境を越えた経済活動が盛んになる中、国際的な制度調和に対する要請がますます高くなっております。国際条約をめぐる取組の成果を我が国内法において速やかに実施をする必要がございます。

こうした状況を踏まえまして、十分に検討した上での結論を得られたものについて制度改正の提

案をしているところがございます。したがって、各改正の内容が重複しているわけではございませんで、また迅速に知的財産の保護強化を図ることによりまして創造的な技術開発や新規事業の創出を推進することは、我が国の産業競争力の維持強化を図る上でも重要であると認識をしております。

しかしながら、福島先生御指摘の点は大変もつともでございます。政府といたしまして、国際的な動向をよく踏まえつつ、できるだけ中長期的視点に立った展望で改正法案を今後ともしっかりとやっていかなければいけない、このように思っております。

○福島啓史郎君 知財基本法もできたことでもありますし、将来展望を持って改正に当たっていただきたいと思っております。

次に、今回、特許法改正は三本柱、一つは料金体系の見直し、二番目は審判制度の改革、三番目が国際的制度調和という三本柱になっているわけでございます。後者、つまり審判制度の改革あるいは国際的制度への調和、これらについては異論がないところでございますけれども、料金体系の見直しにつきましては議論があるところであります。

それで、まず第一にお聞きしたいわけでございますが、今回の改正によりまして全体の水準を引き下げると同時に、審査手数料の引上げあるいは返還制度を導入するなどによりまして迅速的確な特許審査実現効果をねらいとしているということをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

特許審査の長期化の要因といえますのは、特許庁の審査可能な件数、これは現時点で約二十二万

件でございます。それと、出願人による審査請求件数、これが約二十四万件ございまして、この間の不均衡による審査待ち件数の増加にあると思っております。

今回の特許料金体系の見直しに加えまして、企業の質重視の知的財産戦略管理の充実に向けて、企業、業界団体に対する説明会を一層強化するなどの対策を講ずることによりまして、審査官の拒絶理由通知に対して何らの応当もなく拒絶が確定する、いわゆる戻し拒絶査定、これは二〇〇一年で全査定数の約二〇・五％もございまして、このような特許性の乏しい出願の審査請求される率が半減をして、審査請求件数が一割程度減少するのではないかと、このように期待をしております。

さらに、特許審査体制の強化、審査の効率化についてもできる限り行いまして、これらの総合的な対策の結果として、私どもとしては審査待ち時間の更なる長期化を防ぐことができるのではないかと、このように考えているところでございます。

○福島啓史郎君 私は、この審査期間の短縮、審査待ち期間の短縮等は要するに本筋、後で御質問したいと思っておりますけれども、本筋は審査員の定員なり、あるいはアウトソーシングを進めることが中心ではないかと、この料金体系の見直しというのは言わば副次的というふうに言うべきではないかと思っております。

それで、もう一つの考え方といたしまして、料金体系の見直しは出願者間の費用負担のアンバランスを是正するという考え方に立っているということでございます。そうした考え方と同時に、特許の全出願者間あるいは全特許権者間で負担力に着目して、負担力のある特許権者等に自分の負担を求めるといふ、そうした、何と申しますか、実質的な公平を求める、そういうバランスの考え方、両方の考え方があると思うわけでございますが、本来どちらの考え方が望ましいというふうに考えておられますか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

特許制度の利用を促進する観点から、出願料や審査請求料の水準を実質よりも低めに設定をいたしまして、特許料等の権利維持料で産業財産権制度全体を運営するために必要な経費の不足分を補うという料金体系の考え方については、今回の改定においても大筋変更するものではございません。

今回の改定は、そのような考え方の範囲内におきまして、特許率の高い出願人が他者の審査費用を負担するという出願者間の費用負担の不均衡が拡大しつつある現状を是正をいたしまして、かつ審査請求行動の適正化を図る観点から、特許性が高く、経営戦略の観点からも価値の高い権利の取得を目指す出願人の方々の経済的負担が軽減されるようにするために、特許関係料金における負担のバランスを見直したところでございます。

したがって、特許関係料金の水準を設定するに当たっては、御指摘のあったいづれの視点、これも私どもは非常に重要なことだと思っておりますのでございまして。

○福島啓史郎君 今、大臣御答弁あったところでございます。要するに、負担力に着目するという考え方も私は十分意味ある考え方だと思っております。負担力のある特許権者に自分の負担を求める考え方、これは是非維持をしていただきたいと思うところでございます。

次に、今回の改正によりまして、初期の、出願者の初期費用の負担が重くなるわけでございますが、これに對しまして分割納入やあるいは延納制の導入等を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) 今回の改正によりまして、出願した段階、それから権利維持を行う段階、それからトータル、この三つに関してはコストがむしろ下がるわけで、唯一この審査請求時に限ってみれば、確かに費用負担が重くなっております。

これを分割ですとか延納制度、こういったのはどうかという御提案なんですけれども、もしそういう制度を導入いたしますと、期待される審査請求行動の適正化効果、これは弱められてしまうだろうと思っております。

それから、手数料という性格上、完納されるのを待ってから審査を行うというのが適切であると考えておりますので、このため、そういう制度を導入してしましますと審査請求期間が実質的に延長されてしまう。そうしますと、この審査請求期間につきましては、平成十一年の法改正におきまして、第三者監視負担を軽減するという観点から七年から三年に短縮されたところでございますので、今の時点において、再び延長するような効果を持ち得るかもしれないシステムの導入ということには、妥当ではないんじゃないかと判断をいたしております。

○福島啓史郎君 否定的な御意見でございますけれども、今回、倍近く審査手数料が上がるわけでございますから、長期的な、中長期的な課題としては是非この導入を検討をお願いしたいと思っております。

次に、したがって、個人あるいは中小企業対策が重要になるわけでございます。

まず、現行の中小企業減免制度の対象割合、二％相当というふうに聞いておりますが、どの程度かと。また、今回の改正によりましてその対象割合がどの程度増えるのか。これについてはいかがでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) この減免措置の対象でございますけれども、資力に乏しい法人等に対する減免措置の対象企業、これを五年以内の企業から設立十年以内の企業まで拡大すること、これによってどの程度増えるかという点につきまして、対象企業は約一〇％から二〇％へと拡大すると考えております。

それから、産業技術強化法における研究開発型中小企業に対する減免措置の対象企業、これを中小企業創造法認定企業ですとかSBI R補助金交

付企業まで拡大することによって、この場合は対象企業は、従来約三四％なんです、更にプラス七％程度拡大すると推定いたしております。

○福島啓史郎君　そうしますと、現在の二％がせいぜい三％になるぐらいだというふうに考えられるわけですか。

現在、アメリカ始め知財立国を、日本を追い掛けております東アジア諸国におきまして、思い切った個人、中小企業対策を実施しているところがございます。例えば、アメリカでは従業員五百人以下の企業につきましては二分の一の出願料あるいは特許料金を軽減しているわけでございまして、韓国は、資力の乏しい人につきましては全額免除という制度もありまして、また個人、小企業につきましては七〇％減免、中小企業なり公的機関につきましては五〇％減免という制度を設けております。中国、台湾等も同じように個人、中小企業に対する減免措置を考えております。また、シンガポールは、これは減免ではなくて補助金を代理人の手数料を含めて五〇％、一定規模以下の企業には出しているわけでござい

ます。このように、各国とも、資力に着目することではなくて、むしろ規模の小さき、つまり小企業、例えばアメリカのように五百人以下のという規模に着目して半額減免制度をやっているわけでございます。

我が国もこうした思い切った個人、中小企業対策を導入すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君)　米国の制度等のように中小企業対策を拡大すべきとの御指摘については、今いろいろ例示をお示しいただきましたけれども、各国それぞれで定められていると認識しております。御指摘のように、米国では一律半減ですが、ただ欧州特許庁では中小企業に対する減免制度はございません。

加えて、特許特別会計というのは収支相償を原則として、ある出願人について減免した分は他の

出願人が負担することとなるため、中小企業や個人のすべてに対して料金の減免措置を講じるべきかについては、実際に料金を負担するユーザー全体の意見も踏まえつつ検討すべき課題である、このように認識しております。

いずれにいたしましても、中小企業に対しましては、減免措置の拡大と手続の簡素化、広報の一層の強化による着実な利用の促進を図るとともに、特許取得を目指す中小企業を対象とする先行技術調査の支援制度を創設するなどして、私どもとしては、全体として中小企業支援策をやはり御指摘のように一層積極的に講じていかなければならない、このように思っているところでござい

ます。○福島啓史郎君　今、大臣言われましたように、収支相償等と言われたわけでございます。現在、特許特会には九百億円の剰余金があるわけでございます。そのうち六百億円相当は言わば前受金になっているので、これは取っておかなきゃいけないわけでございますが、残りがネットで三百億円の剰余金があるわけでございます。

したがって、私はこの三百億円を使って、先ほど言いました個人なり中小企業対策を期限を切つて、正に知財立国でございまして、国際競争力の強化あるいは経済活性化のためにも、ニュービジネスの創造のためにも、個人、中小企業に対する資力の乏しさという要件を外した減免を導入すべきだと思います。

また、国際特許取得の円滑化等にも期限を切つて使うことを考えるべきではないかと思うわけでございますが、大臣、この点はいかがで

しょうか。大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君)　特許などの特別会計の剰余金についてのお尋ねでございます。御指摘のとおり、特許特別会計における剰余金は、平成十三年度の決算でございますけれども、八百九十億円となっております。ただし、これも御指摘ございました、そのうち約六百億円は、現在審査待ち件数が約五十万件存在することにより

まして、将来に必要な審査費用がいわゆる前受金の形で生じている額、これは約五百四十億でございます、そして出願人が将来納付する見込みの額をあらかじめ特許料に納めている額、これが約六十億でございますけれども、これから成っておりまして、これらは将来必要な費用でござい

ます。もとより、受益者負担を原則とする特許特別会計の性格にかんがみまして、特許特別会計においてはユーザーである出願人に対する行政サービスを向上させる形で予算を活用していくことが重要である、このように認識をしております。

こうした観点から、重点課題である迅速かつ的確な審査処理の促進のために必要な先行技術調査のアウトソーシング予算を拡充するとともに、中

小企業への支援策につきましても、中小企業等が権利を取得するための情報の提供、あるいはその相談、あるいはサービスの充実等について重要な施策と位置付けておりまして、近年、予算の拡充を図っているところでございまして、十五年度予算におきましても剰余金の一部を財源に組み入れた形で歳出予算を組んでおります。

迅速かつ的確な審査処理の促進が強く求められている中、予算を有効に活用することにより、重点課題に的確に対応するとともに、工業所有権に関する事務を着実に実施しつつ、今後とも、収支相償の原則に立ち、適切な運営を行っていかねればならない、このように思っております。

○福島啓史郎君　約三百億円の剰余金の使途につきましては、全体の制度、サービスの改善、もちろんこれに充てることも重要でござい

ますが、併せまして、個人、中小企業対策の充実にして是非検討し、速やかなる実施を求めたいと思います。また、審査手数料等は、手数料関係は法律で上限を設定し、実際の料金は政令に委任されているわけでございます。また、今回の改正法附則第十九条では五年以内の検討規定もあるわけでござい

ます。私は、五年以内、五年以前であっても、我が国の国際競争力強化の観点から、審査手数料等、この料金の引下げができる場合には可及的速やかに実施すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君)　今回の料金体系の見直しと申しますのは、知的財産戦略大綱におきまして示されている特許審査の迅速化等のための具体的な行動計画の一つでございます。我が国の出願・審査請求構造の改革の一環として位置付けられているものでございます。

このため、出願者間の費用負担不均衡の是正及び審査請求行動の適正化の観点から、審査請求料については引き上げるとともに特許料を引き下げまして、かつ特許出願一件に関して出願から権利の維持までに必要なトータル費用を、これはもう御承知のとおり現行料金より約十万円減額することとしておりまして、特許性が高くて経営戦略の観点からも価値の高い権利の取得を目指す出願人の方々の経済的負担が軽減されるようにするものでございます。

今回、改正案として提示させていただいている料金の金額につきましては、ユーザーや審議会等の御意見も踏まえまして、また実際の審査に掛かるコストも勘案をいたしまして、出願者間の審査コスト負担の不均衡の是正及び出願人等の審査請求行動の適正化が可能となる金額として定めさせていただき

ました。特許法の規定に従いまして、特許料についてはその金額自体を法律で規定をいたしまして、出願料及び審査請求料においてはその上限を法律上規定しているところでございます。こうした改正の趣旨に照らしますと、今回の特許法の改正に伴う政令改正においては、法律の定める上限どりの額を定めることが必要であると考えております。

今回の料金改定の見直しにつきましては、改定料金が十六年度以降の出願に適用されるものでございます。また、審査請求期間というのが三年であることから、料金改定の出願・審査請求行動への影響を正確に把握するには約五年程度の期間が

私どもは必要だと考えております。

いずれにいたしましても、実施状況を踏まえた将来の施策の検討を行うため、毎年の状況把握をしっかりとして、必要があれば、御指摘のように適時適切に対応していかなければならないと、このように思っております。

○福島啓史郎君 大臣最後に言われましたように、毎年の状況を見まして適時適切に、つまり可及的速やかなる、引下げ余地のある場合には引下げをお願いしたいと思います。

次に、先ほど申しました審査待ち期間二十四か月でございますけれども、こうした短縮など審査迅速化の目標をどういうふうに考えておられるか、またそのための方策についてどのような方策を考えておられるのか、これは事務局、長官にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。知的財産立国の実現のためには、優れた技術を事業化のタイミングを逃さずに適正に権利化し、これを保護活用する、いわゆるプロパテント政策が不可欠であると考えております。

現在、出願人の行う審査請求の件数、先ほど大臣が御答弁申しましたように、特許庁の審査可能な件数を上回っていることから、審査着手を待っている出願の数は増加する傾向にございます。それから、これに加えて、今後数年間、審査請求期間が七年間から三年間に短縮されたことに伴って審査請求件数の増加が予想されます。そういうことで、審査期間の長期化が懸念されている状況でございます。

昨年七月の三日にまとめられた知的財産戦略大綱におきましては、こういう懸念を踏まえまして、必要な審査官の確保、それからアウトソーシングの徹底、さらには審査補助職員の積極的な活用等によって審査体制を整備し、あわせて、企業啓発等を通じて我が国の審査請求構造の改革を図る総合的な施策を講ずべきであるという宿題を私どももいただいております。今回御提案させてい

ただいま法律改正もその一環というふうにご理解いただければ有り難いと思っております。

そういうことで、大綱で言われている長期化の歯止めというものは、今回の法律改正も含めて実現できると思っておりますが、更なる審査期間の短縮を図らなければならない状況にあるかと思っております。

ただ、世界最高ということで、これを何か月にするかどうかは、これから、法律を通していただいた後しっかり関係者の間で議論して決めていきたい。その際、恐らく、より充実した対策も求められてくるというふうに考えているところでございます。

○福島啓史郎君 知財基本法に基づきます要綱で具体的な期間を定めることになるかと思っておりますけれども、相当程度、半減、半分以上に持っていくような大胆な迅速化目標を持っていた方がいいと思うわけでございます。

それで、そうした迅速化を達成するにはアウトソーシングの積極的な活用が重要だと思っております。

現在、このアウトソーシング先といたしましては、財団法人工業所有権協力センターのみが指定調査機関になっているわけでございますが、これは、公益法人改革、先日この委員会でもやりましたけれども、公益法人に限定しているのは私は問題だと思っております。優れた民間の調査機関の新規参入を促進すべきだと思っております。特に、この工業所有権協力センターの料金は高く、一件当たり七万円相当、また職員も大手企業のOB職員の救済策にもなっているというところでございます。

是非、優れた民間調査機関の新規参入を進めていただきたいと思うわけでございますが、長官、いかがですか。

○政府参考人(太田信一郎君) 御指摘のように、現在、アウトソーシングの指定機関としては、IPC、工業所有権協力センターのみでございます。千百名の主として大手企業からの出向者がそ

れぞれの分野において懸命にサーチ作業をしておるところでございます。

この先行技術調査を行う指定調査機関への新規参入のお話でございますが、この点につきましては、昨年十二月に、総合規制改革会議の第二次答申におきまして、「現在、特許権の調査業務を行わせている指定法人については、今後、この業務が更に拡大すると見込まれるため、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定することができるよう検討し、結論を得るべきである。」との指摘をいただいております。平成十五年度中に結論を得べく、現在検討を進めているところでございます。

他方、先行技術文献調査のアウトソーシング、これは国が行う特許権の付与に極めて密接に関連する業務であるため、これを実施する機関におきましては、秘密保持の確保、それから公平性、中立性の担保に万全を期すことが必要であります。また、先行技術文献調査は極めて高度な専門性を要求される業務であるため、優秀な技術者を有する機関が実施することも必要でございます。

したがって、今後、こうした秘密保持、公平性、中立性の確保、更には高度な専門性に関する要請にこたえつつ優れた能力を有する民間調査機関の新規参入を促進するため、指定基準の見直しを含め様々な方策を検討し、早期に結論を得たいというふうに考えているところでございます。

○福島啓史郎君 是非、今年度中に結論を出して、民間の、株式会社を含めた民間調査機関の新規参入を進めていただきたいと思います。

次に、この特許取得、出願取得の国際戦略についてお聞きしたいわけでございますが、我が国は、この国際特許出願が後れていると言われているわけでございます。特に、製造拠点であります中国等に対する特許申請が後れている、数が少ないというわけでございます。また、量は確かにアメリカ、欧州と並ぶわけでございますけれども、その質の面では疑問なしとしないわけでございます。

価値ある特許を国家戦略としても進める。そのためには、特許の価値評価を行う機関や、あるいは資格制度を作ったどうかと思うわけでございます。

また、三番目には、そうした特許を産業化に結び付ける技術移転を戦略的に進めなければならぬわけでございますが、TLO機関、いろいろ作られておりますが、規模が小さく、実績に乏しいわけでございます。アメリカのナショナル・テクノロジー・トランスファー・センター、NTTCと言われているけれども、専門家も相当数抱えております。全庁庁の、アメリカの全庁庁あるいは大学法人の特許の技術移転を戦略的にサポートする機関となっているわけでございますが、そうしたものを日本でも進めるべきではないかと思うわけでございますが、長官、いかがですか。

○政府参考人(中村薫君) お答えいたします。委員御指摘のように、アメリカでは一九八九年、約二十年前にNTTCが設立されまして、NASAやDOC、EPAなどの連邦の機関の保有する研究成果の移転促進を図っておるというふう聞いております。また、大学研究の成果につきましても、TLOが一九八〇年代から大学ごとに設置され、既に百五十機関のTLOが整備されております。

それに引き換え、我が国においては、四年前にTLO法が制定され、現在までに三十二機関、大学で作られております。また、各省につきましては、及び独立法人につきましては、二〇〇一年にいわゆる産業技術総合研究所がTLOを設立したのに続き、先週、厚生省所管の国研がTLO化されました。また、さらに他省庁、農業関係の省庁でございますが、作ろうというのを聞いておるところでございます。本格的な取組がまだ始まったばかりというふうには認識しております。

このような中で、経済産業省といたしましては、TLO組織間の連携を図ることが重要と考えており、現在TLO協議会を設置を支援しまして、TLO間の情報やノウハウの共有といった活

動を行ってきております。また、これ以外、TLOのみに限るものではございませんが、発明協会において特許アドバイザーという形で支援をする。最近、非常に実績は上がってきている。

御指摘のNTTCの事業の基本的なところは、いわゆる人材養成であるとか情報を共有するという点でございますので、今行っておりますTLO間の連携の強化を含めて、専門家、事業の派遣というようなことも含めて我々として取り組んでおるところであります。御指摘の点につきまして、もう少し実態の成熟度を見て、また既存の事業との兼ね合いなども考えて検討課題とさせていただきますというふうに考えております。

○福島啓史郎君 正にTLOの人材養成をやっているかきやいなと思うので、是非実現に向けて検討、対応していただきたいと思っております。

次に、文科省にお聞きしたいわけでございますが、知財立国を目指すといえども、その基礎は正に国民の知力がなければ駄目なわけでございます。

最近の調査では、特に小学校、小学生の算数で基礎的知識の定着不足やあるいは思考力の弱さが指摘されております。徹底学習やあるいは義務教育の弾力化、飛び級あるいは理数系学校の拠点配置等、相当抜本的な強力な対策を講じなければならぬと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 先日公表いたしました平成十三年度教育課程実施状況調査の結果によりまして、学習指導要領における目標、内容に照らして、学習の実現状況、どれだけ実現されたかという、そういう状況でございますが、それを見ますと、小中学校の学力の状況は全体として見ますればおおむね良好と言える、そういう状況にあるわけでございますが、御指摘のように、学力の状況を詳細に分析いたしますと様々な課題が明らかになったところでございます。

このような結果を踏まえまして、文部科学省にいたしましたは、児童生徒に、基礎的、基本的な

知識、技能はもとよりでございますけれども、思考力、判断力、表現力等を含めました確かな学力を育成することが大変重要というふうに考えているところでございます。

昨年の四月からスタートいたしました新しい学習指導要領では、全員が共通に学ぶ内容を厳選をいたしますとともに、それによって生じた時間的、精神的な余裕を活用して、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じ、例えば学習指導要領の内容の理解が十分でない児童生徒は繰り返し指導を行うなど、きめ細かな指導でございますとか、あるいは体験的、課題解決的な学習を進めることなどによりまして確かな学力をはぐくむことといたしているところでございます。

また、昨年の一月に公表いたしました「学びのすそめ」におきまして、学びの機会を充実し学習習慣を身に付けさせるということなど、確かな学力向上のための方策を示しまして、各学校における創意工夫を生かした取組を促したところでございます。

さらに、文部科学省では、確かな学力を育成するために、各学校の取組に対する支援策として、拠点校において個に応じた指導に関する実践研究を行う学力向上のためのフロンティア事業でございますとか、理科、数学教育を重点的に行いますスーパーサイエンスハイスクール、そうした事業などを実施をいたしているところでございますし、さらに今年度からは学力向上を、学力を大きく向上させるための総合的な施策として、個に応じた指導あるいは学力の質の向上などを図る事業から成ります学力向上アクションプランを開始をいたしまして、これにより子供たちが確かな学力を身に付けることができるようにいたしているところでございまして、今後とも、新しい学習指導要領のねらいの実現に努めまして、児童生徒に確かな学力を育成してまいりたい、かように考えているところでございます。

○福島啓史郎君 正に知財立国の基礎でございますから、この問題につきましては政府全体として

取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

次に、今回の改正で積み残した問題といたしまして、一つは、特許法第三十五条の職務発明規定の見直し問題、それから二番目には特許審査の迅速化措置、三番目には特許信託なりあるいは特許の証券化、さらには、四番目には医療等のバイオあるいはビジネスソフトウェアへの特許権の付与の問題等があるわけでございますが、その中で特に私が重要だと思っておりますのは、三十五条の見直し問題でございます。

契約にゆだねる考え方が相当出ているようにございまして、その方式では、私は、入社時、入社するときにすべてサインを求められるというところで、正に発明者の相当な対価というものは考慮されない可能性が高いと思うわけでございます。

したがって、一定の基準等を作るなど法律上の担保が必要だと考えるわけでございますが、これは大臣のお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

特許法三十五条の職務発明規定については、光ピックアップ装置事件の最高裁判決を契機にいたしまして、産業界から、一度定めた対価の額の安定性が損なわれるとして当該規定の見直しの議論が提起されてきて、昨年七月に策定された知的財産戦略大綱を踏まえまして、産業界構造審議会的財産政策部会の下で特許制度小委員会を設置しまして、今検討を進めているところでございます。

職務発明の対価につきましては、企業と研究者の自由な契約を尊重すべきとの考え方については、産業界においてもこうした方向性を支持する意見があり、また発明者側におきましても、従業者を対象としたアンケート調査においては、仕事の内容に応じて発明の報酬を雇用契約で使用者と従業者が自由に合意して決められるようにすべきとの考え方に、賛成である者と、それから条件付きの賛成である者の合計がちょうど半分ぐらいで

ございました。これに対し、反対だと回答したのは一割でございました。なお、条件付き賛成の条件に交渉できる環境の整備、これを挙げた人たちが二三％。そして、第二位が対価算定についてのガイドライン、ルールの策定、こういう回答が一一％でございました。

いずれにいたしましても、経済産業省としましては、現在、さきの調査結果、そして各界の意見等を踏まえまして特許制度小委員会において今集中的に検討を行っているところでございまして、現行特許法三十五条の改正の是非及び改正する場合にはその方向性について二〇〇三年度中に取りまとめを行う、こういうことで検討を進めているところでございます。

○福島啓史郎君 まあ契約という考え方が多数だという御説明でございしますが、その契約の場合にも、やっぱり法律上の担保が私は正に公平公正を確保するためにも必要だと思いますので、十分なる検討をお願いしたいと思います。

次に、不正競争防止法でございますけれども、今回、違反行為の類型を受けまして罰則を定めているわけでございますが、その中で、十四条三項におきまして、刑法の規定の適用を排除しないという規定があります。そうしますと、今回の罰則と刑法の罰則との関係はどうなるのか、また運用はどうするのか、これは法務省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(河村博君) 御説明申し上げます。この法律案によりましては、委員御指摘のとおり、「第一項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。」との規定を設けることとされておられます。この規定によりまして、営業秘密に關します罪に該当する行為が同時に刑法などの窃盗罪などに当たり得る場合におきましても、この法律案におきます営業秘密に關する罪とともに刑法上の他の犯罪も同時に成立し得るということを示明らかにしております。結局のところ、その罰則において保護しようとする法益などを異にして

おるということを明らかにしているものと理解いたしております。

したがって、今後、検査当局におきましては、これまで同様ではございませんけれども、捜査を尽くしまして事案を解明しました上、適正な罰則の適用と申しますか、本改正の趣旨などを踏まえまして、適正、厳正な処理に当たるといふふうに考えております。

○福島啓史郎君 時間が参りましたので、景表法改正までは至らなかったわけですが、これは後日御質問したいと思ひます。

先日、私、参議院の政審のメンバーで特許庁を視察したわけでございますが、玄関に高橋是清初代特許庁長官の胸像が建っているわけでございます。高橋是清は、戦前の、正に日本の明治以降、日本の発展のために特許が必要だと、重要だということ、正に自ら志願して特許制度を取り調べて初代の特許庁長官になったわけでございます。

第二の知財立国を目指す日本としては、是非この特許制度の前進、更なる前進、料金体系を含めまして更なる前進を大臣にお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○築瀬進君 おはようございます。

我が会派には二時間の時間をいただいております。私が前半戦一時間を、そして後半戦は本保護議員が一時間と、こういうふうな重厚な布陣で臨みたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

さて、今、同僚議員の福島さんの方から高橋是清の話が出ました。私も高橋是清の自伝を読ませていただきました。大変波乱に富んだ人生を送りながら、非常に、何といひますか、企業感覚をたっぷりと踏まえた上で、この日本という国を本當にいち早く近代化をしていくためには特許という知的創造力、そしてその結果としての成果物、これを国の一番根本に据えなければならぬということ、アメリカ留学をしながら見抜いたと。私はすばらしい炯眼だったと思ひます。そして、今

正に我が国にとつての第二の敗戦といふふうに言われたこの経済停滞の中で、やはりこの日本を本當の意味で二十一世紀の豊かな、そして幸せな国にするためにはこの知財が正に国幹に据えられなければならない、このような巡り合わせに立つたというようなものもある意味では必然的なことだったのかなと思ふ次第であります。

ということで、知財基本法もでき、知財戦略本部もできました。しかし、同僚から私も民主党の中じゃ知財の鬼だなどと冷やかされておるんですけれども、この知財を国家戦略と言っている割には非常に国民に対するアピールが全然弱い、このように思ふに思ふわけでありま。

先ほど同僚議員の触れたとおり、やはり、例えば小学校の子供たちの知的創造力をどのようにアップをしていくのか、そういうところから始まって、社会全体の知的創造力をいかに活性化し、またそれを経済の一番基本の戦略にしていくな、と、こういう日本社会全体への動機付けといひますか、これが極めて弱い、これでは国家戦略という名前が泣く、私はこのように思つております。

正にそういう意味では、国家戦略というその名にふさわしい国民へのアピールあるいは動機付け、これをもっと大々的にやっていく必要があるのではないかな。発明の日等もあるといふふうな話も聞きましたけれども、昨年、ノーベル受賞者が二人同時に現れたという世界の快挙をやっておきながら、それを大変な好機としてとらえた上でこの知財立国に向けた大きなキャンペーンを展開する等の努力が全然政府の方から出てこない。小泉総理も、国家戦略と所信表明の中で一行触れたばかりでありまして、これを本當の意味で国家戦略にして日本を引っ張っていくんだという熱意が全然伝わってこない。これじゃ、私は駄目だと思ふんです。

そういう意味では、経済産業大臣に、この戦略本部の副本部長というお立場もありますから、戦略本部として、正にこの国民に向けた大きなイベ

ントとかあるいはキャンペーン、これを知財立国、知的創造力革命と、こういうふうなことでやっていく必要があるのではないかな、そういうふうな考えに立つわけでありまけれども、具体的御計画や、あるいはそれが仮にない場合でも、御決意等でも聞かせていただければと思ひます。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

さすがに知財の鬼と自負されている築瀬先生からの鋭い御指摘がございました。御指摘のとおり、やはり国家戦略として、これは国民に対して啓蒙をし、そして国民の皆様方に理解をしていただく、こういうことは非常に大切な私は視点だと、こういうふうな思ひをさせていただいております。

こうした観点から、知的財産戦略大綱を同会議の委員から説明する、そういう催しというのは八回ほど全国各地でやらせていただきました。そしてまた、特許流通フェアに合せてそれを実施するなど、知的財産に関する普及啓蒙に努めているところでございます。

また、今御指摘いただきました発明の日というのが四月十八日でございますけれども、前回は今お名前を出された小柴先生にも講演をしていただいた、そして、やはりいかに知財立国が大切な、こういうことも小柴先生のお口から言っていた、こういうことでございます。

私どもは全国各地で様々なイベントを開催しているところでございまして、知財の功労者表彰でございますとか、あるいはシンポジウム、さらには発明品のデモンストレーション、こういうことをやらせていただいておりますけれども、確かに御指摘の点はそこらで思ひますけれども、私も知財戦略本部の副本部長として働き掛けて、そして、やはり国家の重大な国家戦略でございますから、私どもとしては積極的に行かせていただきたい、こういうふうな思ひをしております。

○築瀬進君 特にこの問題については、子供たちへのアピール、これを特に重点を置いてやっていただきたい、こういうふうにお願ひをいたしまして、次の質問に移ります。

正に現在は大変目まぐるしい、分進秒歩などと言われるわけでありま。コンピュータの機種等ももう二、三か月でがらりと変わってしまう、こういうふうな状況の中で、いわゆるこの審査体制の迅速化といふようなものは本當に喫緊の課題だろうと思ふんですね。

そうした中で、出願後三年間ということで、審査請求期間を今までの七年から短縮にしたと。これはそれなりの評価をいたしますけれども、これも私はまだ足りないんじゃないのかなと思ひます。正に、例えば今度のSARSの問題にしても、あのコロナウイルスといふようなものが発見をされる、その背景にあるのにはもう目まぐるしい科学技術の進展があったからあのようにできているわけでありまして、本當の、もう一、二か月でがらりと変わってしまうといふような状況が今世界にいろんな科学技術の分野で取り巻いているわけでありま。

こういうふうなことを考えてみますと、出願をして、そして三年以内に審査請求をして、そして最終的に査定をして特許になっていくといふふうな、こういうふうなシステムといふようなもの、これはある意味では出願をした人たちのいろんな考慮を考へてのことであるかもしれないけれども、全体的にもっと圧縮をしていかないととても世界の中で我が国がリーダーシップを取れるような体制は作れないのではないかな。

正にそういう意味では、この問題で、例えば昨今逆サブマリンじゃないかなという話も聞かれるわけだ。というのは、サブマリンというのは、見えぬものがある突然浮き上がってくるのがサブマリンなんですけれども、日本の場合は出願をして公開もされて、もしかしたら特許取られるかもしれないと思ひましておいて、それで最終的には取らない。だから、浮かび上がらせてお

いて突然沈めると。私はこれ逆サブマリンじゃないのかなんというふうに思っただけでも、そういう中で一種の企業の駆け引きも行われている。

そういうふうな状況の中で、どうも相手の出方を見ながらこの戦略を考えていこうなんというふうな、ある意味で若干ゆとりがあり過ぎるような体制もそこから生まれているんじゃないのかな。これは全体を圧縮していこうという形になると、現在の審査体制を前提にするところの程度猶予期間というふうなものが必要だと。その中に出版と請求というふうな、こういう段階を経て、段階を経て徐々に絞っていくというふうな、ある意味での審査体制の弱い部分から出てくる一つの何といえますか、刻みといえますか、こういうふうな状況が出願から審査請求からというふうな、こういう段階的な手続を生み出しているんじゃないのかなと思っただけです。

しかし、これをそのまま維持をいたしますと、正にその分進歩の技術革新の中で我が国がリーダーシップを取っていく、そういう意味での戦略的な攻めの知財戦略という形でいって見ると、これはむしろ守りの姿勢に完全に回っちゃっていると思っただけです。これではやっぱり国家戦略の言葉が泣くというものじゃありませんか。

だから、私は審査請求というこの制度自体をそろそろ抜本的に見直していくという、こういう状況も来ているのではないのかなと、こういうふうに思っただけでも、大臣の御見解を。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えさせていただきます。

審査請求制度は、特許出願をした後にその発明を再評価するという期間を与えるため、昭和四十五年の特許法改正により導入されたところで、制度導入当時、審査請求期間は出願日から七年以内とされましたが、先ほど築瀬先生御指摘のように、平成十一年の特許法改正におきまして出願日から三年以内に短縮されております。

人は、事業化の可能性、特許性の有無を考慮した上で特許出願のうち真に必要なものを選別することによって、審査に当たり負担する費用を軽減することが出来ます。また、審査する私も特許庁の方としても、特許性の高いもの、事業性の、経営価値の高いものを中心に審査ができるということと、この特許審査という公的インフラを効率的に運用することができるといふふうに考えているところでございます。

一方、今御指摘の審査請求期間をどの程度の長さにするかということでございますが、これを余り長くしますと、築瀬先生御指摘のとおりいろいろな問題が出てくるかと思ひます。一方、過度に短くした場合には、出願人は審査請求の可否を判断することができないため、かえって不必要な審査請求を助長し、発明を再評価するという制度の目的の達成を制限する懸念があると考えております。

ということですが、平成十一年の改正におきまして七年から三年へさせていただきます。一昨年の九月からの出願については三年の請求期間となっております。私ども、第三者の監視負担を軽減するという意味から、インターネット等を通じて審査経過情報を随時公開することにしておりまして、そういう形で第三者の負担を軽減したいというふうに考えているところでございます。

○築瀬進君 そこで、大臣にお尋ねしたいんですが、この際、審査請求の話から次の議論に行きますけれども、審査請求から結論が出るまで、特許になるまで現在二十九か月程度掛かっている、こういうふうな話なんですね。これは私はやっぱりまだ遅い。もっともっとスピードアップしていかないと。ここで明瞭な目標年次というふうなものを出すべきじゃないのか、そして、それに対して、それを前提にして取り組んでいくべきものではないのかなと、こういうふうに思っただけでも、大臣の御見解があれば。

○国務大臣(平沼赳夫君) 日本のいわゆる特許出願の最終処理期間というのが二十九か月と、こういう御指摘でございます。随分努力をしまして、まだアメリカなどに比べますと長い、こういう御指摘があります。

そして、先ほど来御指摘のように、やっぱり知財立国、これからは知的財産というものをいかに生み出し、それを保護し、それを活用する、これが非常に大切なわけでございます。そういう意味でも最終処理期間を短くするということは非常に私どもは御指摘のとおり大切なこととござい

ます。そういう中で、私どもとしては、出願・審査請求構造改革等の総合的な施策を講ずることを目指してございまして、私どもとしては、二〇〇六年度以降、世界最高レベルの迅速的確な審査を目指すことにいたしております。そういう意味で、今回の法改正が実効あるものとなるように、企業への説明を通じて審査請求構造改革を進めまして、その制度の中核を担う特許審査官の確保に努めるとともに、アウトソーシングや審査補助職員の活用により審査体制の充実に向けた総合的な取組を講ずることによりまして、今言った目標を私どもは達成するために最大限努力をしていきたい、このように思っております。

○築瀬進君 審査請求の手続の構造改革をする、と、こういうふうなお話ではございまして、是非とも期待させていただきたいと思っただけですが、その改革の前提として、在庫一掃作戦ではありませんけれども、現在の未処理出願たまっている、先ほどの御答弁の中にもそれはございまして、これをもうこの際、在庫一掃、滞貨一掃、これをすべきなんではないのかなというふうに考えるわけでありませう。

そこで、これもまた大臣に重要な問題でございまして、御答弁いただきましたけれども、この未処理出願の在庫がどの程度の見込みで一掃できるのか、そして、それを御決意の中でどの程度

短縮を考へるのか、ちょっと御答弁いただければと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 現在、出願人の行う審査請求の件数というのが、特許庁の審査できる件数を御承知のように上回っております。審査着手を待っている出願の数は増加傾向にあるわけでありませう。今後数年間は、審査請求期間の短縮に伴いまして、審査請求件数の増加は予想されます。審査着手を待っている件数が増加しまして、審査期間が長期化することが懸念されております。

こうした観点から、知的財産戦略大綱におきまして、必要な審査官の確保あるいは先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備に加えまして、企業啓発等を通じて我が国の審査請求構造の改革を図るなど、総合的な施策を講ずることによりまして、審査期間の長期化を防止することが当面の大切な課題だと思っております。

したがって、現時点におきましては、審査請求を待っている出願を一掃する具体的な目標を設定することは非常に今では困難でございませうけれども、今般の法改正を含む総合的な取組の効果を定めまして、先ほど申しました今後世界最高レベルの迅速かつ的確な審査の実現を目指しまして、その具体化に向けた方策を引き続き検討していかなければならないと思っております。

滞貨一掃と、こういうお話がございましたが、今我が国特許庁に出願され審査請求がなされたものの一次審査の結果を通知していない件数というのは、二〇〇二年末現在で約五十万件ございませう。こういったところの滞貨一掃をしなければならぬ、このように思っているところでございませう。

○築瀬進君 どうかその数に圧倒されずに果敢に挑戦をしていただかないと、このように思ひます。さて、そこで、委員諸氏にはお配りをしております配付資料の中で、参議院の調査室が作った三十一ページの部分をコピーしたものがあ

で、それをこらんになっていたかと思ひます。

いわゆる今回の手続費用の改革、審査請求費用のある意味での著しい値上げ、私はどうしてもこれ納められないんですよ。最終的には、全体としてはこれは賛成せざるを得ない法案なんでありましてけれども、知財立国と全く逆行しているというふうにこれは断ぜざるを得ない。

経済産業大臣が知財の意味を十分に御理解をしておきながら、事務局の持ってきたこの案を最終的に受け入れたというのは、私はどうも信じられないんです。それが明瞭に表れているのは、実はこの表だと思ふんです。これは出典は特許庁の表ですよ。けれども、特許庁、やっぱり値上げを求めている側でありますから余計なことは書かないんで、私が下に書いておきました。

下に書かれてあるbプラスc分のaというのは私の試算であります。この横長の表でございますので、どうぞこらんになっていたかと思ひます。

これは日本と米国と欧州のそれぞれの手続関連費用の相互比較でございます。出願及び審査関連費用と設定登録費用、権利維持費用と、そして実は重要な小計が抜けておまして、その重要な小計というのは、設定登録費用と権利維持費用の合計額がここには抜けております。それが私の言うbプラスcであります。すなわち、手続をいってみますと、これ非常に三段階に分かれておりますので意外にみんなある意味では見落としてしまふんですけれども、出願それから審査請求と、それまではゴールに飛び込む前のお金なんですね。ゴールに飛び込んで、そして合格者になったよといったら、その次に払うのが今度はいわゆる特許料と言われているものであります。でありますから、戦いに、まあいわゆる特許レースに参加をする人の参加費用というのがここに言っているaなんです。そして、そのレースに勝って認定してもいいよというお墨付きをいただいた人が払うのがbとcなんです。この両方の比較をすべきなんです。

すよ。

それでやってみますと我が国はどうかというならば、改定前はいわゆるレースの参加費用が十二万円で、勝利者が登録をするために払うお金が三十五万円なんです。三三%です、その両者の比率は。それを今度どうしようかといえますと、レースに参加する参加費用が二十一万円で、レースに勝った人が払うのが十六万円、逆転現象になっているんです。レースに参加費用の方をがっつと高めて、そして言うならば勝利者が勝利の特権を確保するために払うお金が十六万円ということ、この比率は二九・五%なんです。bプラスc分のaという形でやりますと。

さあ日本はこのようにやりました。アメリカも改定しています。こういうふうなことで横を見てみますと、どれを見ても、そのレースの参加費用とそれから勝利者が払う金、日本のように逆転をしている国ってないじゃありませんか。アメリカだって改定前はレースに参加費用が十六万四千円、そして勝者が払うお金が五十一万円。だから、参加費用を安くして勝者として登録する金はその倍以上という形になっている。それが改定後どうなるかという、改定後だってやっぱりそれは変えていないですよ。レースに参加費用は二十一万円、そして登録費用は五十六万円。

それから今度欧州、これを見ても、欧州は若干、特に指定国の場合はちょっと高めになっています。レースに参加費用するものが四十三万八千円、そしてレースに勝った人が払うお金が五十四万六千円。でありますけれども、やっぱり参加費用のその後勝者が自らの権利確保のために払う金よりもずっと安いんです。

これ日本だけですよ、こういう逆転現象やったのは。これは何なんですか。正にこれは知的創造力を発揮しようと思つてたくさんの人にすそ野を広げながら創造力を幅広く広めていって、そして初めていわゆる山の頂が高くなるんですよ。すべてそうです。これは人間の知能指数だってそうなんです。やっぱり人口が多いところは高い知能指数を持った人が最終的には出てくるという、すそ野を広げないと高みは上がらないんです。日本が今これ、今度の費用改定でやろうとしているのは、すそ野をできるだけ絞って、そしてレースに勝った人だけに高い金払ってもらおうと。

正にある意味で知財の中に言うならば強者、これが勝ちやすいような状況を入れて、全体的に例えれば中小企業とか大学とか、そういう資金力が弱いところまで参加をしよう、そしてみんなが知的創造の善意の競争をしようという大勢からいってみれば全く逆行したことをやっている。これは世界の趨勢と全く反します。大臣、これでいいんですか。

○国務大臣(平沼赳夫) こういう数字をお出しをいただきます、そういう御指摘も一つの見方だと私は思います。

ただ、日本の場合には、築瀬先生も御承知のように非常にタクティクスな出願状況がございまして、それが非常に、先ほどの答弁でも申し上げたように実態は休眠状況になっておりまして、これが大切な知的財産立国の中で非常に事務的なそういう作業というものを阻害している。ですから、そういう中でとにかく特許性のあるものもなければ全部出しておくと、こういったことが非常に大きな比重を占めています。ですから、そういう日本の特殊事情というものが背景にあるということも事実でございまして、そういう意味では確かにございまして、そういう意味ではおっしゃったように知能指数のことをおっしゃいまして、すそ野が広がればそれだけいいものが出てくるということは私は統計学的にはそのとおりだと思ひます。

しかし、全体的に見れば日本というのは出願数も多いわけではございまして、そういうものを一方的に排除をしますと、こういうことではなくて、私どもとしては先ほども答弁の中にありましたけれども、例えば中小企業者に対する配慮もいたしておりますし、あるいはまたそういうベンチャーだとか、あるいはこういう知的財産を伸ばす、そういった一つのカテゴリーに入るそういう出願者に対して

対してもインセンティブを与えよう、こういうこともさせていたいておりますので、御指摘の点は私は一つの事実だと思ひますけれども、今、日本のそういった冒頭申し上げたような事情もあるということも御賢察をいただければと、こういうふうには思っております。

○築瀬進君 先ほど大臣の答弁の中に審査請求の構造改革と、こういうふうなお話がございました。正にこれ構造改革をやらなければ駄目だと思ふんです。この手続費用の検討を私もずっと昨年からさせていただきました。また、特許庁長官も何度も私のところにお見えになって大変な、この問題については頑として譲りにならない、何でなんだろう。これは、与党さんだって先ほど福島さんの御指摘の中でのいろんな優遇措置をやれというふうに言ったけれども、やっぱり優遇措置は優遇措置でしかないんです。一番の根幹の部分でまずは大体決まってくるんです。与党だっけかなり強くこの問題について反対をしているのにもかかわらず最終的にこれをのむ、なぜなんだろうかと私は非常に自分自身理解ができなかった。だが、最近になってようやく焦点が絞られてきました。正に構造改革なんです。構造改革を妨げるものとして私は三つあるのではないかなと、こういうふうには思っています。

まず、第一番目は特許特会ですよ。先ほどの御指摘の中で、収支相償という原則がこれは特別会計の原理の中から出てくる。すなわち、出願者があるいは特許登録者が払う金の中で手続費用を全部賄わなければならないという。入口と出口、金をこの特許関係については全く同じようにしておかなきゃならない。

先ほど高橋は清、これは後進国で特許制度を作るためにはやっぱり特別会計的なものが必要だと、インセンティブを与えて金のないところをやっぱり参加者からもうと、こういうところで特許特会という理想が出てくる、そこから収支相償という考え方が出てくる。これはその時点ではある意味で歴史の必然性はあったかもしれない。

しかし、今になってこの特許特会という、収支相償というふうなものをやってみますと、最終的に金はどうも縛られてしまう。いわゆる関係者の中に出してくるお金の中でしか物を解決できないという状況になってしまふ。だから、まず構造改革をしなければならぬ第一番目は、その特許特会の収支相償原則、受益者負担、これをこのまま維持するというのが絶対知財立国はできません。これが一つ。

それから二番目、私は総定員法だと思ひます。これは例えば、私は本会議でこれを触れたことありますけれども、この配付資料の中の五十六ページに審査官一人当たりの最終審査・国際予備審査件数の比較と。日本は一人の審査官が百八十二件でアメリカが八十一件、欧州が六十一件。日本の審査官は頑張っているなと思つた。しかし、実はこれは裏の話がありまして、先ほど来話が出てくるアウトソーシングです。アウトソーシングということで、IPCCといういわゆる工業所有権協力センター、これが実は千二百名程度の主席部員というサポーターを持っているわけですよ。だから、これを足し合せていってみると日本はアメリカとあんまり変わらなくなっちゃうんで、九十本ぐらいになっちゃうんですよ。そういう一つのマジックがあるんです。

本来は審査官としてやらなきゃならないものをやったり外注せざるを得ないような状況を作っている。そして、先ほどの五十万件とか、相当これから出てきてもらわなければならない特許の件数をこなすという、そういう特許体制を総定員枠の中で審査官を増やさずにアウトソーシングというふうな形でやるという形になると絶対限界が来ます。でありますから、私は、ある意味では経済産業省は知財省に衣替えをすることによって、経済省の逆のほうの部分はその知財省の一部局にする、それぐらいの大胆な形でやらないと知財立国というのはいけませんよ。でありますから、二番目の構造改革のターゲットはやっぱり総定員法であり、ある意味では経済産業省の構造改

革なんです。

それから三番目、今も触れたいいわゆるアウトソーシングが、実はアウトソーシングという外に出す、外にソースを求める、それとは全く名ばかりになっているという事です。今お手元にお配りさせていただいた財団法人工業所有権協力センター、この常勤役員名簿、これ配ってあります。これはもうホームページに出ておりますから。

アウトソーシング、これは外部に出すんですよ。外部の資源を有効活用するというのがアウトソーシング、それによって費用低減を図っていくというのがアウトソーシング。ところが、工業所有権協力センター、ここに常勤役員名簿、七名の常勤がありまますけれども、理事長、元特許庁長官、副理事長、特許技監、専務理事、特許技監、常務理事、特許庁審査第五部長、それからあと二人の理事が両方とも特許庁の課長だった審判長だった、そしてもう一人いる方が、この方だけ特許庁じゃなくて通産省の調査統計部の商業統計課長。アウトソーシングじゃないじゃないですか。身内に、形を変えた身内に出しているんですよ。だから、本当の意味で徹底したアウトソーシングの妙味というか、コスト削減の効果がここから出てくるか。こういうふうな点からいっても、この点もやっぱり改革をしなければならぬ、こういうふうに私は思っております。

こういう体制でがんじがらめになっている中で、もう人も金も全部縛られた中で知財戦略なんて立てようと思うと、どこかにし寄せなきゃならない。そのし寄せの最も大きな結論がこれじゃありませんか。正に厳選主義を取らざるを得ない。絞って今の体制の中でこなそうと思うから最終的に、いわゆるレースに参加する参加費用を今までよりも倍にする。こういう中で、参加者少なくして絞って審査をしようというふうな体制を作らざるを得ない。少々演説が長くなっちゃったのでこの辺でしすけれども、このような構造改革の三つのターゲット、これ何とかなないと駄目

ですよ。大臣、どう思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 大変説得力のある、構造改革というところに視点を置いた御指摘というのは、私は非常に傾聴に値することだと、このように受け止めておりました。

私も知財立国を目指しているわけですから、今後私も知財立国を築いていく上で、今、築瀬先生の御指摘というのにも非常に貴重な御意見だと思っておりますので、私も真摯に受け止めておきたいと、このように思っています。

○築瀬進君 演説がちょっと長過ぎたので極めてあっさりとした答えになってしまひまして、非常に私にはがっかりをいたしておりますけれども、若干、この工業所有権協力センター、これについてお話をさせていただきたいんですけれども、現在の常勤役員と、それからその他のスタッフの数、どれぐらいになっているんですか。

○政府参考人(太田信一郎君) 常勤役員は七名でございます。職員数については、四月四日時点で、本年の四月四日時点で千三百二十名でございます。

○築瀬進君 その千三百二十名の内訳、どんなふうになっています。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。

主席部員が約千二百名、千九百九十六名でございます。事務系の職員が八十一名おります。それから検索・分類指導に当たる、主幹と申しますが、これが四十三名おります。以上で千三百二十名というところでございます。

○築瀬進君 いわゆる、今お答えの中にあつた千二百名の主席部員というものが特許庁と協力をしながら審査体制を作っているわけですか。

お手元にあるこの二番目、もう一枚の表、これもいわゆるIPCCからのホームページから取ったものでございます。正に特許庁と密着した形で仕事しているわけですよ。ここに出願受け付けますと、分類付与業務というのがIPCCの方に

行く。そして、いろんな分類をした上で出願公開という形になる。そしてその後、先行技術調査業務と、こういうふうな部分でまたIPCCの方に仕事が終わってくるんですね。この分類付与業務と先行技術調査業務、いずれも言うならば外注費用という形で特許特会の中からお金が出ているわけですよ。だから、外注費用の近年の動き、特許特会の中でのそのパーセンテージ等についてちょっと御説明ください。

○政府参考人(太田信一郎君) 先行技術の文献調査外注費は、平成十五年度の予算では百三十五億円でございます。それから、分類付与、Fタームの一元付与実施費として六十五億円ということでございますが、両方合わせると二百億ということでございます。特許庁の特会、約一千億でございます。二割弱ということになります。先行技術文献調査外注費は、今年、十五年度は百三十五億ですが、十四年度は百五億、十三年度は八十六億ということで増加しております。

○築瀬進君 二百億ということなんですけれども、IPCCの全体の費用の中でこの外注費、全体の収入の中でこの外注関係の占める割合というのは何%ぐらいですか。

○政府参考人(太田信一郎君) 正式な数字は持ち合わせておりませんが、ほとんどが外注費で賄われているというふうに理解しております。

○築瀬進君 質問通告させていただいておりましたので御答弁いただけるだろうと思うんですが、このIPCCの七名の役員の待遇関係はどうなっています、特にいわゆる年俸等、それから退職金。

○政府参考人(太田信一郎君) IPCCの常勤役員は七名、先ほど御答弁申し上げましたように、おります。

役員報酬につきましては、平成十五年度におきまして、理事長は千九百五十万、副理事長が千八百五十二万五千六百円、専務理事が千七百五十五万、常務理事が千六百五十七万四千四百円、理事が千六百二十三万三千六百円となっております。

す。

それから、役員の退職金につきましては、現在の役員報酬規程が変更されず、ちなみに、ちょうど四年間在職したと仮定いたしますと、退職時の年俸額の十二分の一に百分の二十五を乗じまして、在職月数、四年間で四十八か月でございまして、それを乗じて算定することになりますので、四年間おりました場合には先ほどの役員報酬の年俸と同額となるという水準でございまして、

○築瀬進君 先ほど指摘したとおり、七名の常勤役員のうち、経済産業省、通産省関係が一人、あとは全部特許庁OBなんです。こういう体制について、生え抜きもだれもない、こういう体制について、大臣、どう思われますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) それぞれ経験だとか知識、そういう知見、そういうことで選ばれたと思っておりますが、昨年来の国会の質疑の中でもそういう問題の御指摘がございました。そういう中で、私は、やっぱりこの見直しということもやらなければならない、そういうふうな思っております。今そういう見直しも検討している、こういうことでございまして、御指摘の点はある意味では大変偏っていることは事実だと思っております。

ただ、冒頭申し上げたように、それぞれの特殊なそういうジャンルでございまして、知識とか経験だとか知見、そういったものによって選ばれたと、こういうふうに思っておりますけれども、今の世の中の中で、やはり疑念を抱かないような形で国民の皆様方に納得していただく、こういうことが必要だと、こういうふうな思っているところでございます。

○築瀬進君 お配りしてあるこの常勤役員名簿の次の二ページ目から、今度、役員名簿があるのですが、ちょっとくらんなくなってきたかと思うんですが、実に広範に日本の超有名企業のお歴々が並んでいるわけでありまして。富士ゼロックスとかリコーとか三菱重工、古河とか。恐らく、先ほどその主席部員が千二百名と。そ

の人たちがこの分類付与、先行技術調査という形で特許庁に協力をするわけでありましてけれども、その主席部員の出身社、出身企業というもののトップが全部ここに並んでいるのかと、こういうふうな想像をするんですけれども、その辺はどうなんですか。その主席部員の出身企業ということとこの役員の関係、それから、ついでにこの主席部員と言われている千二百名の特許庁の審査体制をサポートしていらっしゃる皆さんの待遇、幾らぐらいか。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。

主席部員、今、築瀬先生から御指摘の企業からの出向者、これはサーチをしていただくということと、やはりそういう能力のあらわれる方ということと、それから、大企業の方が中心となります。それと、その方々は出向者という形でIPCCの方に来ていただいております。それから、出向期限が終わった後、嘱託職員として引き続きサーチをされている方もおられます。その両方から主席部員は構成されております。

このうち、企業からの出向者の給与でございまして、出向元企業から支給されておりますが、IPCCは出向元企業に一人当たり年間六百万円を支払っております。一方、嘱託職員でございまして、派遣元企業を退職した者をIPCCが直接雇用しているものでございまして、IPCCから年間六百三十五万円を支給しております。

○築瀬進君 今の世間の常識からいってみると、かなりペイはいないというふうな言わざるを得ない、そこに先ほど同僚議員が御指摘の一件七万円という方のサーチ費用というふうなもの、反映がやっぱり出てくるんじゃないのかなと。もっと企業努力、私、できるんじゃないかなと思うのが一つ。

それからもう一つ、もっと重要なのは、特許庁の審査に対する信頼性という形についてみると、このような企業の、ある意味でひも付きと言った失礼かもしれませんが、企業の色が付いて

いる人たちが重要な特許審査に絡んでくるという体制を前提にしているということですよ。例えば、今企業が激しい競争をしている。燃料電池をどう開発するんだと、あるいは医薬品について、今のヒトゲノム全部解析できた、これをどうしようか、こうやっている。そうしたときに特許が出る。そして、その特許で、分類付与ぐらいだったら問題はないだろうと思うけれども、先行技術調査業務のところで、内部に特許庁と骨絡みで企業の出身者のサポーター、主席部員としてこのIPCCの方に付いている。こういうふうな状況になりますと、それがトラブルの種になりかねないんじゃないでしょうか。そこについての内部体制、どうなっているのか。あるいは、今後ともこういうふうな、ある意味ではもう最初から疑われないような体制作っている。このままでいいんでしょうかね。だから、前半は特許庁長官で、後半は大臣に。

○政府参考人(太田信一郎君) 七万四千円、一件当たりの単価が平均掛かっております。これは、従来の、納品型と私ども呼んでおりますが、IPCCのサーチャーがサーチした結果をそのまま書類として審査官の元に届けてもらっていたわけでございますが、最近では対面、対話型ということで、審査官が直接サーチャーと対面して、具体的にこれが先行事例があるかどうかというのを調査することに、そういう仕組みのものが増えておりまして、必然的に一件当たりの単価が上がっている状況にございます。

それから、出向者については、もう当然のことながら出向元の企業との間でちゃんとIPCCは契約を結んで、秘密等の保持等については厳正に遵守すると。あわせて、IPCCの中の業務体制も極めて厳しい秘密保持体制をしておりますので、特段大きな問題が生じているというふうな私どもは承知しております。

○国務大臣(平沼赳夫君) やはり今、知財というものは大変重要でございまして、燃料電池あるいはバイオ、そういう例をお出しになられましたけれども、こういう大変貴重な、そういう特許性のあるものについて、やはり私どもとしては、今、長官から答弁をさせていただきましたけれども、しっかりと守秘義務と、そしてその中立性、公平性、そういうものを保てる体制を取っておりますので、そういうことが起きないように更に私どもとしてはその体制というものを徹底していかなければならないと、このように思っております。

○築瀬進君 正にそれぞれの守秘義務を問うのであるならば、IPCCを通してそういう守秘義務を求めるのと、そういう守秘義務を企業として守りますよと言った人と契約をするのと何の変わりもないんですよ。

ということになりますと、正に先ほど来これはもう議論出ておりますのでこれ以上言いませんけれども、このアウトソーシングといいますが、これは身内に出している。しかも、そこに企業絡みの話が出てきている。審査の信頼性をもし失ったら損なわれるかもしれないというふうな問題まで出てきている。

ということでもありますから、このIPCCを中心にした物の考え方というふうなものは、これから根本的に改めてもらわないと駄目だと思います。こういうものを前提にしながら物を考えていくから、先ほど言ったような、結果として間口を絞って、そして物になりそうな人だけにお金を出させると、こういうふうな世界の趨勢とは全く逆行した料金改定にこれつながっていくんですよ。

だから、私は、そういう意味では、大臣にある意味ではもっともと根底的な部分から物を考えていただきたいと思います。そのためには、先ほど言ったその特許特会、IPCCの独占アウトソーシング体制、そしてもう一つは総定員法と、ここら辺の枠組みをやっぱり果敢に突破してもらわないと知財立国できないと思います。

それはもう要望ということでこれ以上答弁は求めませんけれども、最後にIPCC絡みで一つ聞かせていただきたいの、どうもこういう、言う

ならばかなり濃厚な天下り先といえますか、天下り先の通常の概念とは違ふとおっしゃるのかもしれません。そういうようなものを作ってしまうと、自己増殖していくんです。その自己増殖の気配がもう見えているのが次からの質問なんですけれども、大阪と福岡にIPCCの支部を作りたいと、こういうふうな話がある。そうすると、ただでさえ今IPCC、この大きなサーチャ業務を抱えながら少ない状況の中で余り拡大もできないと、そして収支相償ということでもありますから余り高い値上げもできないと、こういう状況の中で、ぎりぎりやっていかなきゃならない。そういう状況であるにもかかわらず、そこに例えば支部を出していくと、という形ならば、支部がどういふふうな建物の中に入るのか、あるいは自分で建物を造るのか分りませんけれども、いろいろなところでまたIPCC余計な金が掛かってきますよ。

こういう動きが本当にあるというふうになんと聞いたんだけど、どうなんですか、そういう事実があるのかどうか。そして大臣に、その事実についてどういふふうな、そういう話があるんだらどういふふうな対応で臨んでいくのかというのをちょっと聞かせていただきたい。

○政府参考人(太田信一郎君) 各地域においてIPCCの支部設置があるのかどうかというお尋ねでございますが……

○築瀬進君 各地域じゃなくて、二つ、大阪と福岡ですよ。

○政府参考人(太田信一郎君) 大阪と福岡でございますか。

一部の地方自治体、これは大阪、福岡からIPCC支部設置の要望があることは承知しております。IPCCは、従来より、優秀な人材を調査業務実施者として確保するため、関西地域等での採用活動も行っております。安定的な人材の確保の観点から、IPCCにおいて地方支部の設置について検討をしていることは事実でございますが、

設置を決定するには至っていないものと聞いております。

特許庁といたしましては、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向けて、制度の中核を担う特許審査官の確保に努めることはもちろん、アウトソーシングの更なる拡充を図る上で、これらの調査に従事する高度の専門性を有する優秀な技術者が十分に確保される必要があると考えているところでございます。

こうした認識の下、特許庁といたしましては、首都圏では人材を確保し難い技術分野について、地方において優秀な人材を一層安定的かつ円滑に確保することが可能ではないかとこの観点から、どの地方においてどの技術分野の技術者がどの程度の人数を確保できるかについて、その可能性を調査することとしております。

しかしながら、この調査については、アウトソーシングを行う主体について何らかの前提を行っているものではございません。優秀な技術者を擁する調査機関から指定の申請があれば、特例法に定める指定基準を満たせば当然に指定を行い、先行技術文献調査を行わせることも想定しております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今、特許庁長官から御答弁させていただいたことに尽きるところでございまして、私どもとしては、そういうIPCCの福岡やそういった大阪にランチを作るというふうなことは今毛頭考えているところではございません。

ただ、地域からの要望として、やはりこの知的財産立国を造るに当たってはそういう機関が欲しいというふうな商工会議所等の要望はあることは事実でございます。したがって、私どもは、今後やっぱり、どういう体制で全国的にこの知財立国を造るためにどういふ形でそういう受皿ができたらいいかというところはこれからの検討課題の一つにはなると思っておりますので、そういう観点で、ランチを作るとかそういうことじゃなくて、検討することは必要があると思っております。

すけれども、今、差し当たって大阪、福岡にそういうことを具体的にやると、こういうことは全くございません。

○築瀬進君 正に特許特区でも考えたらいいんじゃないんでしょかね、そういう意味では。

IPCCということも前提にして、言うならば特許庁の外郭団体を拡大していくということではなくて、先ほども同僚議員から御指摘があったように、そういう地域の要望があるんだったら、それを更に、官が民を圧迫するんじゃないんで、民に新しいそういう雇用を作っていくより新しい動きを起していくと、ということと、それをいい方向に受け止めて大阪とか福岡に対応すればいいんじゃないんですか。そういうふうなことを考えますけれども、大臣、いかがですかね。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私どもとしては、IPCCの自己増殖的なことは、これは考えておりません。

ですから、今、特区というのも第一段階全国で五十七カ所を指定しました。ですから、そういう発想というものも非常に重要で、いずれにいたしましても、私どもとしては、この全体が非常にパワーとして足りないわけではございませんから、そういう意味では、そういう受皿を作っていくというところはやっぱり検討に値することだと思っております。ですから、特例法上、指定基準を満たす者からの申請があれば指定機関に指定することは今のところ可能でございまして、複数の機関が指定されることを排除するものではないわけではございません。

現在のところ、IPCC以外からのそういう指定の申請はない、ただ、商工会議所等からの陳情があると、こういうのが現状でございます。

○築瀬進君 時間が限られておりますので、この問題についてはこの程度にさせていただきますかと思っております。

特許特区についても突っ込んだ議論できませんでしたが、けれども、やっぱり特許特区だけではやっぱり済まないんじゃないのかな、もう正面から

らやっぱり国費を入れるというふうなことも逆に、高橋是清の時代とはまた全く別の発想になりますけれども、もっと積極的な意味付けをしなからこれを考えていくというふうなことは必要なんではないのかなと思っておりますので、先ほど総定員法等含めまして三つの構造改革のテーマを出させていたんだんですけれども、これについて真剣に取り組んでいただきたいと思います。

そして、あと、最後の質問でございますが、知財のための司法インフラ整備ということで、司法制度改革本部の方に御答弁いただきましたんですけど、知財専門の控訴審を作れと、ということをもう私どもの民主党のはばたけ知的冒険者というレポートでももう随分前から提言をさせていただきまして、このたび東京高裁にも控訴審裁判所として知財の専門部ができる、こういうふうなお話を聞いております。

してみますと、裁判所はやっぱり最終的に判断をするのは人間でありますから、判断をする裁判官あるいはそれをサポートする書記、書記官あるいは調査官、こういう総体の中で判断が行われなければならない。

そこで、司法制度改革本部として、この控訴審を始めとしてトータルとしての知財審判体制、まず一つには裁判官、技術裁判官をどういふふうにするのか、それから書記官や調査官、特に重要なのは調査官だと思えます。そういう体制をどうするか、そういう総合的な取組をしていかなければならないと。そういう取組の体制について、今後どういふふうにお考えになつていらっしゃるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の知的財産訴訟専門の高等裁判所の件については、もう委員も御案内かと思えますけれども、今般の国会に民事訴訟法の一部改正案、これが提出されておりますので、一昨日衆議院で可決をいただいたというところで、間もなく参議院の方の御審議をいただくという状況でございます。

ここで、実質的な特許裁判所の機能、これを創

出するという観点から、控訴審を東京高等裁判所に専属化する、ここに集中をするということ、それから五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をするということができるようになる、こういう内容等を盛り込みまして、現在その改正案を提出しているところでございます。これによりまして判例の事実上の統一という効果も期待されるというところでございます。

私どもとしては、更に専門的な処理体制を備えた、いわゆる知的財産高等裁判所、この設立の要否等につきまして、私どもの方で昨年の十月から検討会を設けておりますので、その中で今検討中ということでございます。

それから、御指摘がございました技術判事それから専門家の登用、この問題につきまして私どもの検討会のテーマとして現在検討中でございます。まだ、結論めいたものはまだ出てきておりませんけれども、可能であれば来年の通常国会には、それ以外の点も含めまして改正案を提出させていただければというところでございます。もう少しお時間をいただきたいと思います。

○築瀬進君 知財高等裁判所というふうな御答弁でございましたけれども、法律的には十分可能だと思ふんですね、この知財の高等裁判所という。私はそういう意味では、専門的のもので、全体の東京高等裁判所の中にそれを置くというふうなこともいんですけれども、やっぱり国民に対するインセンティブ、アピールというふうなことを考えますと、明瞭な知財高等裁判所のものをやっぱりきちんと整備しておく必要があると考えるんですけれども、これについてはいかがでございましょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のような考え方、私どもも承知はしております。

現在、まず民事訴訟法の改正をいただきます、実質的にそれがどの程度機能するか、まずそれはきちっと見なきゃいかぬだろうと思います。それ以外に、じゃ独立させた高等裁判所、これを創設するかどうか、現在その要否も含めて検討中

ということ、もう少しお時間をいただきたいと思ひます。

○築瀬進君 アメリカで連邦巡回控訴審裁判所がこの知財関係でできたのが一九八二年です。それから比べればもう二十年余のギャップができてきているわけでありまして、是非とも、このアメリカの巡回控訴審裁判所がある意味ではアメリカのグローバルスタンダードを世界に広めていくために非常に力があつたということも考えますと、この整備は国益の観点で必要だと思ひますので、是非とも積極的に進めていただきたいとお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○木俣佳丈君 同僚議員の質問に続きまして、民主党・新緑風会の木俣佳丈でございます。

今日は三法一括ということで審議をしておるわけでございますけれども、私の方は、冒頭、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案、これについてまず冒頭お伺いをしたいと思っております。

私は、忘れもしませんけれども、今から三年前、ちょうど今ごろ、四月からほぼ十か月にかかって、この不当景品類、不当な要するにチラシとかこういうことについての注意をもっと促さなきゃいけないということ、公正取引委員会の方々にお願ひをしながら進めてきたものでございます。その案件は、具体的に申しますと、今までは牛肉の缶詰、かつては牛肉の缶詰が中身が鯨だったとか、こういう簡単なものだったわけではありましたが、次第次第に内容も複雑かつ巧妙かつ大きな金額になってくるというような問題でございまして、これ大変重要な法案であると思ひております。

特に、私が三年前にやらせていただいて、公正取引委員会の皆さんにも動いていただいて違反事件を処理をしていただきましたことがありましたのが、有料老人ホームに対する違反事件でございす。今年になりましてから、初めていわゆる排

除命令という一番厳しい命令が出たわけでございす、三件。それまではこれがございせんでした、勧告又は注意というふうなことでありまして、けれども、冒頭、公正取引委員長に、この五年間の、排除命令から始まって勧告又は警告、そして注意、こういったものの数をまず述べていただきたながら、全体と比較して述べていただければと思っております。

○政府参考人(橋本憲安君) 最近五年間の有料老人ホーム関係の事件数でございますけれども、警告件数が九件でございます。それから注意が六件、それから今年の四月十六日、初めて法的措置でございます排除命令を三件行つたと、数字的にはこういうふうになっております。

○木俣佳丈君 全体を。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 有料老人ホームにつきましては、木俣委員長から適切な御意見、御指導をいただいて、公取も取り組んできておりまして、今回は、先ほどお話にありましたように三件、具体的に排除命令という、公取、今持っております手段の中で一番厳しい措置を講じたということでございます。

不当表示全般を見ますと、やはり十四年度に食肉、食品等をめぐるケースが非常に多かったということかと思っておりますけれども、私どもは、やはり消費者の自主的的確な選択、これを確保するという意味で、不当表示というのはあつてはならない。これはもう一番大事な情報の提供でございますので、これについてはこれから、ただ単に注意とかということではなくて、注意も促しつつ、いきなりやぶから棒というのいかかかと思ひますけれども、ステップを踏んで、これからはきちんとした措置を取っていくということ、各関係業界の自覚を更に促していきたいと、こういうふうな思っております。

○木俣佳丈君 実は、有料老人ホームというのは、四千万、五千万という、ついの住みかということで御高齢の方が全財産をなげうって、介護も含めて見ていただく、こういうものでございまして、全国には約二万人ぐらいの方がいらつしやる

ではないかと私は思っております。

そのときに行いましたことが、介護保険が始まったわけでありまして、介護の一時金預かりというものを平均五百万、二万人掛けますと約千億、要は預かっていたというものでありまして、こういったものが介護保険始まりながら五百万ずつ取られていくというのでたぶんことがされていったということで、全体的には二割ぐらい返つたのかなと、二百億ぐらいが返つたのかなということ、喜んでおるわけでございますが、しかしながらこの四月にも、今、委員長からありましたように、排除命令がいよいよ出るぐらになつてしまつたということでありまして、全国の二万の方々、いまだに結局そういう中にあるのかなと思ふと私も非常に残念で仕方がありません。

今日は木村大臣に突然でございますけれども来ていただきました、この辺り、やはりまだまだ業者の方、不当な「輝」という雑誌に本当に輝かない不当な表示があるわけでありますけれども、何とかもともとと抜本的に改正しよう、この決意のほどをいただきたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 木俣先生の御質問にお答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、有料老人ホームというのは、例えば入居一時金で五百万円から五千万円程度の大変多額なお金を支払わなきゃいけない。また、月額利用料も、管理費プラス食費で十七万円が平均ということで、程度ということで、大変高い負担があるわけでございます。

そういう中で、正にこの住みかであるにもかかわらず、今般、中部地方における有料老人ホーム三施設について、公正取引委員会から、大変厳しい中身でございす排除命令があつたというところは、厚生労働省といたしまして重く受け止めております。

今般の排除命令は、個別の事業者が不当な表示を行ったことに對するものと承知をしておりますのでございまして、厚生労働省といたしまして

今日は、実はこのチャート、二枚ものの資料を皆様方にお配りさせていただいておりますけれども、実は名前も書いて、正にコピーライトがこの方にあるということで名前も載せさせていただきましたけれども、弁理士の政治連盟の会長の森さんがお作りになったチャートでございます、正に知財曼陀羅と言ってもおかしくないような総括図でございます、私も去年いただいてから非常に参考にさせていただいて、見せていただいておりますわけでございます。この中にありますように、まだまだ基本法ができたところ又は知財の戦略本部ができたところでございまして、ここに改正をしなければならぬ法律の数々が載っておりますわけでありますけれども、まだまだ足りないなということを思いながら質問をさせていただきたいと思っております。

減免適用の出願件数に占める割合でございますが、出願と審査請求のタイミングが異なるため正

して。
そうしますと、よく大臣、別の話で、開廃業の

ます。これはいただいた資料でございますが。これは私は、どういう方、どういう要件かなと

思つて政省令を拝見いたしましたしてちよつと驚いた
 わけであります。が、「實力に乏しい者」と書いて
 ございます。この中に三つの要件がありました。
 イは、生活保護法の適用を受けていること、つま
 り生活保護の対象者である。ロは、市町村民税を
 払っていないこと、つまりは二年間所得税払って
 いない、簡単に言うところのことでございます。
 ハとして、所得税が課されていないというこ
 と。この三つが要件でありまして、この三つは、
 なかなかそういう方、町でいうと発明おじさんで
 非常に、引退された、ただ生活保護法を受けなが
 ら発明をしようという方もなかなかないだろう
 など。マニアがテレビに出るぐらいな感じかなと
 いう感じで私はこの一番目に書いてある条件を見
 ました。

二の方は、いろいろ企業の赤字法人であること、今回その拡充がされるということでありますけれども、しかし、なかなか結局、赤字法人、中小企業の中で、正に釈迦に説法でありますけれども、も、全企業数の七割が赤字であるということと、そしてまた、やはり我々は、中堅中小という正に技術をしっかり持った起業を進めていかなければならない、こういう観点からすれば、なかなか赤字でありながら特許をどんどん取っていくという企業というのは私は非常に少ないんじゃないかかというものが結局はこの六百八十という数になっているというのが私の結論でございます。

中小企業、今非常に厳しい中でも、大臣、副大臣、皆様方御案内のとおり、この日本国においてもまだまだ捨てたものではないというのは当たり前にございます。世界第二位の経済大国でありまして、いろんな技術力を保持し、そして特許をとるという件数は正に世界に冠たる日本国でございますけれども、しかし、それが二・六、倍増しても大した減免措置にはならないということでありまして、この資力に乏しい者、そしてまた、二で、もう一つの要件の企業の法にのっとった者、こうういったものが若干拡充されるわけでありますが、これで十分であるということをお考えで

○国務大臣(平沼赳夫君) 個人の場合の減免措置
 というのは、今言ったその三つの条件と、こうい
 うことになっています。

ただ今、木俣先生も御指摘のように、日本の場合には大体七割が赤字法人と、こういうことで、そして、この特許の審査制度というのは、特別会計の中で自己完結の中で、そしていろいろな材料金体系を作ってそこで自己完結でやっています。

ですから、そういう意味ではやはり黒字でそういう余力のある方々のものに対しては、私どもとしてはもう赤字法人で七割をカバーをさせていただいていますから、そういう大きな観点からいえば、やはり私どもとしては赤字法人を対象にするということとは、私はその意味では理にかなっていることだと思っています。

要は、中小企業の皆様方がやはり新しい技術の獲得に対して意欲を持っていた。それは、特許のもちろん料金というものもそれは影響しますけれども、もっと根底的に、技術立国としてそういう意欲を持つ、そういうことが背景にあること、特許の出願にも私はつながると、こういうふううふうに思っております、もちろんこういう中小企業に対しての配慮というものは更に検討しなければなりませんけれども、アメリカや韓国やあるいは台湾、そういうところの例は、確かに中小企業に対しては大変減免措置をしております。

しかし一方、ヨーロッパにおいては、やはり大変大きな科学技術的な潜在力があるわけですから、ヨーロッパではそういうことはしていないということも考えますと、日本の場合の減免措置というのは、国際的に見てもまだまだ強化しなきゃならない面もありますけれども、私は、それほど私は劣っているものではないと。

だから、そういう意味では、繰り返しになりますけれども、もっと特許、発明に対するやっぱり意欲が出るようなそういう政策を作っていくことが必要だと。そうなりますと、やっぱり一・三%

のものが二けたになるということだ。だって私は可能じゃないかと、そんなふうに思っております。

○木俣佳丈君 おっしゃるとおりでございます。

〔委員長退席、理事松田岩夫君着席〕

この一件当たり、弁理士の方々にも私も改めて伺って、審査請求をするまで掛かるコストというもの、ちょっと長官に伺いたいんですけども、どのぐらい費用が審査請求料も含めて掛かるものかというの御案内でどうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 通常、今の料金でいきますと、出願のときに二万一千円いただいております。それから、審査請求が平均の請求項、大体七から八ぐらいでございますが、十万円。中

小企業で軽減措置を受けられる場合はそれが半分にありますが。それからその後、特許を取れた場合に維持費が掛かります。これが大体平均九年間で三十六万円ぐらいと。ただ、その過程において

弁理士の方々に代理人の費用をお払いになっていると思います。これは案件によってまちまちかと思いますが、十数万円程度、あるいは二十万円ぐらいですか、その辺は私も詳しい数字は存じ上げませんが、そういうのが一連の費用として掛かっているというふうに承知しております。

○木俣佳文君 私がちよっと伺ったのは、審査請求料も含めた場合に、大体審査請求のコストが十九万九千円ぐらいに今回なると。二十万ですね。そこまでいくのにいろんな形はあるけれども、三十万ぐらいやっぱりコスト、弁理士さんに払うお金も含めると掛かるということ、そうしますと、五十万ぐらい結局掛かるわけですね。

ですから、先ほど築瀬議員からありましたように、簡単に言えば大学に入るのに受験料が非常に高いという話であって、大学でもありますけれども、受験料でもうけて、あとは授業料は安いよみけれども、たいなところはございますけれども、正に受験料

が非常に高くてというのがちょっと余りにも私はあるんではないかなと。

そういう意味でやはり知財立国にならんとする日本にとっては非常に、今、大臣からも欧州では

そういう制度がないんだからいいんではないかという話がございますけれども、やはりそうではないんじゃないかなというふうに思うんですが、今改めて五十万という数字を聞いて大臣はどのようにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君)　そういう具体的な数字の中で、それは大変五十万というのはイニシアル的なコストとしては高いと、そういうふうに通じていまして、そういう中でやっぱり皆さん方が特許を出願しやすい体制を作るといことは私は必要なことだと思っております、そういう中で私どもとしては一層努力はしていかなければいけないと、こういうふうに思います。

○木俣佳文君　もう一度ちょっと料金、何かせこい話ばかりのように聞こえてしまいますけれども、やはり大事なところだと思うんで、ちょっと追及したいと思いますが、この審査請求料、出願料については特許法で上限を規定して政令でこの額を決定、確定するというふうに書いてあります。特許料については特許法で額を規定するというふうに書いてございまして、私が思うのはこの二つがなぜ違うのかなということでございます。ちょっとあちこちしておりますけれども、つま

り、特許法の中では上限を規定して政令で額を確定をする。しかし、特許料の方は法でその額を規定するということがあります。

結局 じゃ審査請求料については上限は規定されております。それが一件につき十六万八千六百円でしょうか。一請求項につき四千円を加えた額、これが上限ということですが、実はこれが政令の確定額でございまして、上限ではなくて確定の額なんです。なぜこれを法律で一方では確定させて一方では上限を決めるという、こういう書き方になっているのかな。長官でしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 私どもがいたい
ている料金は、先ほど申しました出願のときの出
願料それから審査請求料と、それから特許維持
料、特許料と。出願料と審査請求料は実費を勘案

しつつ政策的に決めるという理解かと思ひます。それで、産業財産権行政、特許行政全体で賄うためには、最後の足らず前を特許料でいただくということになっております。

そういう意味では、審査請求料と出願料については実費を勘案しつつ政策的に決めるということ、仮に実費等が大きく、例えば出願について今でもネット出願をできるようにしておりますけれども、そういうもので大きく下がればそういうものは勘案しなくちゃいかぬということで、政令で上限を定めてその中で決めるということになっているというふうには私どもは考えているところでございます。

○木俣佳丈君 今のお話を伺うと分かる話も半分あるわけですが、その分かる話を、つまり実費が掛かるからマキシマムを取るんだという話でいうと、つまりは出願の件数を減らさなければいけないと、取りあえずは、いう考えが根底になければマキシマムの金額を取らないと思うんですね。ということは、出願をとにかく絞って絞っていくんだと、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) この三つの料金のバランス、関係につきましては、昨年の九月の産業構造審議会の特許制度小委員会を設けてかんかんがく議論をさせていただきました。

実際、どのくらいの費用が特許庁で出願の段階、審査請求の段階で掛かっているかというのについても、第三者の監査法人に監査していただきました。審査請求料につきましては現在十万円いただいておりますが、平均、二十五万円から三十万円ぐらい掛かっているという監査結果をいただきました。

出願料は現在二万一千円をいただいておりますが、実際は一万八千円ぐらいだと、そういう実費も勘案し、実費のマキシマムではなくて、当然実費より下の範囲で政策的にどういう料金水準がいいかということを議論させていただきまして、出願料については、出願奨励の観点から、かつ実費

も現在のものより安いんだからということ一万六千円が適当ではないかと。

それから、審査請求料につきましては二十五万円から三十万円ぐらい掛かっていますけれども、いろいろ出願人の御意見等もお聞きし、そういうことで十九万五千円ですか、十九万九千五百円という水準にして、最後にその足らず前の特許料ということでも定めたということで、マキシマムの値をそれぞれの金額、手数料にしたわけではございません。

○木俣佳丈君 確かに、何というんでしょうか、出願料はもっと掛かっているんだから安くしてあげていいよという話は、それはちゃんと会計検査で入られて、しかも欧米と比べてもそうなのかということも言えないこともないんですが、ある意味でこの特許料の方で埋めるといふのは公益性という観点からすると間違っているというところが私、結論付けたいと思います。

つまり、公益的観点からいえば特許を維持するために特許料を払うわけでありまして、この人たちが正に益を受けているということでありまして、そこから出願する人に補てんをするというのは、そういう観点からは非常におかしいというふうに思いますが、大臣、副大臣、どうでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 審査請求料につきましては、いわゆる戻し拒絶という、結局私ども審査結果を通知したときに何の応答もないものかなりの量に上っているということで、この点につきましては、やはり審査請求制度は昭和四十五年に設けられた制度でございますが、本当にその機能が發揮されているかどうかということが審議会の場でも議論がされました。加えて、審査請求をされる方で、きちんと見ながら請求されて特許率の高い方、その方が特許料は当然負担するわけですが、その方がやイーजीに、安易に審査請求をされる方のコストを負担している形になります。この点については、やはり審査請求人相互の間の公平さということもある意味で図らなくちゃ

いかぬのじゃないかということも両方併せて、先ほど申しましたような形で実費も勘案して審査請求料というのを定めさせていただきます。

当然のことながら、それぞれの出願料、審査請求料がその機能に即した水準になった場合に、最後は特許会計で収支相償でございますから、特許料は独占的排他権でございます。そこから、きちんと特許を取った方からお金をいただくというのは当然でございます。

○木俣佳丈君 これ、政策を整合するとよく分かるといってわけですが、大臣、ゼロ円でも、資本金ゼロ円でも設立ができるように大臣のお力でしましたよね、一円、ごめんなさい、一円。そういうことからすると、入口はとにかくハードルを低くして、とにかく中で頑張ってもらおうと、これが大臣の元々の今の方向性だと思うんです。そうすると、今回の特許料を上げると、つまり全体で言うところの費用負担が二対一になるというところでありますけれども、これはその原則からすると違ひますよね、どうでしょう。

○国務大臣(平沼赳夫君) 企業を立ち上げるとの特許というのは違ひうことだと思ひますし、また今、長官から答弁がありましたように、やはり特許を出願する際に非常にある意味ではタクティクスでやみくもにやっつて、それが非常に大きな混乱を来しているというような、そういう事情もあります。

ですから、そういうことを勘案しながら、やはり、しかししはじめにやっつて特許を取得する、そういった方々の利益を守らなさいいけないという側面もありますけれども、その中でぎりぎりの調和を図ったということが今回のことでございます。

おっしゃる通りに、入口を広くするということは、それは私は必要なことだと、そういうふうには思っておりますが、やっぱり今の特許の制度が非常に直面しているという問題ということも考えますと、やっぱり今回の措置というものはやっぱり

ばりぎりぎりやむを得ないところではないかと、そういう判断を持っております。

○木俣佳丈君 分かれるところと分らないところがございます。

これは、例えばいろいろ調べる今回させていただいて、これは例えばTLOなんというものも当然ながら入ってくるわけでありましてけれども、大学が、よく言う、悪口で言うところの象牙の塔になっている。こういうところをとにかくもつとアメリカ並みに特許を取ってもらって、会社を起してどんどんやっつてもらおうじゃないか。これは正にシリコンバレーで言えばスタンフォードその他パークレーですね、こういったところの役割であるし、これをとにかく日本でも起こして、こうというのが国の方向性でありまして、つまりは起業することと特許を取ることが実は同じ方向でございます。

ですから、今、大臣言われましたように、日本では実は五年、五年内赤字法人であればみない、こういう要件で減免措置になります。実は現状を弁理士さんたちに伺いますと、五年内で特許の申請をするというところは今少ないらしいんです。これは結局はハードルになってしまっていると、高い。ですから、そこを下げていけば、今言いましたように、特許を取りながら、その特許で要は起業をしていく。これは正にTLOの発想であり、我々が進まなさいいけない発想だと思ひます。ですから、これをやはり考えなさいいけないと思ひますが、再びちょっとお願いしたいんですが。

○国務大臣(平沼赳夫君) やはり今おっしゃるようにハードルを低くしてたくさんの方が参画できる、そういうことをする必要は当然あるわけでございます。そういう意味では中小企業に対する減免というのをやっております。それは今御指摘のように、五年で、赤字法人で、そこはなかなか出ないよと、こういうことはある意味では御指摘のとおりだと思ひますけれども、私どもとしては今回そういった形で提案をさ

せていただき、これからのやっぱり課題としては、目指す方向は知財立国を作っていくことであるから、そういったところもこれから検討していかなければならないと、こういうふうにいる。

○木俣佳文君 実はこの軽減措置で、実はここに八百四十名の御署名がございまして、スモールエントペティ制度のようなものを日本に導入してくれと。これは実は一人の弁理士の方が集められた署名でございまして、これはすごい数、これ一枚一枚でございまして、この厚さになります。また大臣にお届けしたいと思っておりますので、その方と一緒にいきたいと思っております。

やはり中小企業の方々が本当に考えていらっしゃる方々、これは署名、捺印してありますので、実名を出しながら、何とかしなきゃ駄目だという方々が八百四十名。正に減免制度を受けているのが約六百、七百ということであれば、かなりの数の方々ではないかと。つまりはやみくもな方ではないという私は推測をしておるわけでありますが。

ですから、そういった観点からしても、まだまだこの今の日本の施策というものが、我々の、つまりは起業家の考えている、又は企業を起こそうとする立場からすれば足りないんだというのがこの集積であると思えます。

一度持っていきたいと思うんですが、お話をちょっと伺っていただけますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私、喜んでお会いをさせていただきますし、その八百名の署名も是非御持参をいただいて、またじかに御意見も伺わさせていただきますたいと、こういうふうにいる。

○木俣佳文君 ありがとうございます。

さらに、この拡充の措置で全出願に対する中小企業、個人の減免適用率がどのぐらいに増えるか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 厳密な計算はなかなかでき難いわけですが、現在の措置は、設立五

年以内、法人非課税という資力に乏しい方、これは恐らく最大約一割おられると思えます、特許庁に從來から出願されている方で、それから産技法、産業技術力強化法で研究開発費が売上げの三〇%以上、これは総務省の統計等を見ますと約三〇%強が対象となる。ただ、恐らくダブっているところがあると思えますので、やはり三割前後の方が潜在的には現在でも減免措置の対象になり得ると思っております。

これを今回、設立五年以内を、今、木俣先生から御指摘あったように、その間も発明は間に合わないということ、十年以内にするにしております。これによって一〇%が、一割が二割ぐらになるかと思っております。

それから、研究開発型の中小企業については、いわゆるSBI法とか経営革新法、創造法の認定対象企業を今回の減免措置の対象としておりまして、恐らくこれは五割強になるかと思えますので、潜在的には四割、場合によっては五割ぐらいの方が減免措置の対象になるかと思えますが、要はそういう方々に利用していただくかということ、普及措置等を徹底してやらなくちゃいかぬというふうにいるところでございます。

○木俣佳文君 拡充してかなりの企業が入るんだということでございますが、いずれにしても、先ほどの繰り返しにもなるかと思えますが、やはり赤字法人ではない、つまり中堅中小が一番出願されやすいわけでありまして、やはりそういう方々、直接に私も今回お話を伺いましたけれども、そういうところは、使わないよね、こういうことでもあります。

実は、アメリカの方、インターネットで、ジャスモールエントペティというのはいくぶんふにしているのか。実はこの書類がございまして、ペラ一枚でございまして、どうやったら適用できるかという、日本のようにいろんな要件があるんじゃないくて、中小企業だ、フィル・イン・ザ・ブランクで、チェックすると、そのチェックだけでオーケーと、こういう違いがある

ということでありまして、やはり日本でもこまに行くのが私は絶対に必要ではないか。

逆に言うと、全体的には届出でオーケーなんだけれども、もしこれを偽って届け出た場合にはこれは過料するんだというやうなやはりことでもやらなければ、なかなか知財立国というものが成り立たないんじゃないかと思うんで、前向きに是非大臣に検討いただきたいんですが、どうでしょう。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今御指摘のアメリカのジャスモールエントペティ制度のように減免措置の対象を拡大すべきでないか、簡素化すべきではないか、そういう御指摘でございます。

どのような方々に対してどの程度の軽減措置を講ずるかについては、やっぱり各国の事情を反映した政策的判断によって定められているものと、こういうふうにいる。今御指摘の米国の場合には、一律半減で非常に事務手続も簡素であります。前にも触れさせていただきましたけれども、欧州特許庁の場合には、中小企業に対する減免措置はない。また、収支相殺を原則として、ある出願人について減免した分は他の出願人が負担することになる特許特別会計においては、中小企業に対していかなる料金の減免措置を講ずるべきかについては、実際に料金を負担するユーザーの意見等も踏まえる必要があると思っております。

いずれにいたしましても、中小企業に對しましては減免措置の拡大と手続の簡素化でございますね、あるいはまたPRの強化による着実な利用促進を図ることが非常に私どもは大切だと思っております。特許取得を目指す中小企業を対象とする先行技術調査の支援制度を創設するなどして、全体としての中小企業支援策を一層これから積極的に講じていかなければならないと、このように思っております。

○木俣佳文君 今の御発言は一層とにかく今の改正より更に拡充をさせていくということでありまして、当然ながらこのアメリカ—アメリカ、アメリカ言っではあれでございしますが、しかし特許については先進国でございまして、アメリカのこのスモールエントペティも含めて検討をするということでもよろしいでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 我々としては、現在はいくぶん形を法律をお願いしています。しかし、知財立国を目指しているわけでございまして、当然検討課題として検討をさせていただきますと、こういうふうにいる。

○木俣佳文君 先ほど参議議員の方から表がございまして、請求項の数の平均というたしか資料も付いておったかと思えます。日本では平均が七・六に対してアメリカが二十二・六という請求項の数ということで、二十を過ぎると基本料金を超えてアメリカの方では高くなるからこの値段になるんだよ、前回も同様の質問をさせていただいたわけでございます。

いろいろ、その後も具体的に今まで、今現在アメリカに特許の出願を手伝っている弁理士の方々にお話を伺いますと、いやいやこういう三倍以上にはならないよと、こういう話でございまして、再度、これは本当にこの計算で良いのだろうかということをお願いしたいわけでありまして、どうでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 請求項の数、日米の比較でございますが、前にも木俣先生から御質問をいただいて、私もいろいろと調べました。

日本とアメリカの場合、請求項の記載の形が違います。日本の場合、我が国の特許制度の下による特許出願についてサンプル調査を行っていて、八項弱、七・六項でございまして、平均、その請求項の中には、アメリカの制度に照らして数えた場合には平均五十項以上の多数の発明が含まれておりました。ヨーロッパも、中国、韓国もほぼ日本と同じような請求項の数え方をしております。当然、アメリカの場合は御指摘のように二十を超えると超過的な料金を取られますから、各出願人はみんな同じようになるべく少なくしようという工夫はされていると思えます。その結果とし

て平均二十二・六項ということになっていると思
いますので、日本の出願人だけがもつこれとは
別に低いというふうには考えておりませんで、日
本の出願人もアメリカの出願人も、あるいはヨー
ロッパの出願人も、アメリカの特許庁に対する出
願人の平均として二十二・六というふうにする
のは自然なことではないかというふうに私は思っ
ております。

○木俣佳文君 私とは言っても長官ですから、要
は特許庁としてはそうやって考えていらっしゃる
と思いますけれども。

これも改めて弁理士の方にも伺ったわけであり
ますが、実際にその代理業務を行っている弁理士
の方によれば、やはり平均すると十二から十三項
だよと、つまりは基本料金ぐらいでやれるんだよ
という、登録、特許の出願のところまでは千三百
ドルですか、というところまでできるんだという
のが返事だったんですね。

だから、特許庁さんから前にいただいた請求
項のいろいろ資料がありまして、こういったもの
を拝見しながら、実はこれお見せしながらどう
ですかという話をしたんですが、これは実は組合
的な発想で、組合せをすべて網羅して米国出願の
場合には書き出すんだよと。のに対して、日本の
出願の場合には、要はマトリックスでいえば表の
項目を書くんだよというのが日本の出願の仕方だ
あるというのがこの資料でございますが、しか
し、そうじゃないよということを言われるもので
すから。実際にやってみたらどうなるかという
ことではないよと言わなければならぬんだよと
いうことを、そうだと、そうじゃないのかと言っ
てこでやってみようがないんです、是非大
臣に、この辺り明確なちょっと統一した御見解
を、一回また持ち帰っていただいて調査いただき
たいんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私どもとしては、今、
太田長官から答弁をさせていただいたそういうこ
とだと思えますけれども、木俣先生が現場のそう
いう方々の実態というものを把握をされているよ

うでございますので、私どもとしてはこの平均請
求項数、この辺はちょっと特許庁と私の方から指
示をしてよく検討をさせるようにさせていただき
たいと思います。

○木俣佳文君 よろしく願います。すっきり
したいものですから、是非お願いしたいと思いま
す。

二十一世紀の生きる道としていろいろな考える
中でこの知財立国ということで先ほどからいろ
ろ伺っておるわけでございますけれども、E Uと
いう一つの国を超えた固まりができる、そしてま
たこれが知的財産においても固まった形になり、
そしてまた裁判所もできるということに今進んで
いるということをお願いいたします。アメリカの方
はアメリカの方で、やはり周辺諸国、非常に米州
は強いつながりを持っておりますので、やはりア
メリカを中心としたアメリカの体制によるアメリ
カの主導の体制が築かれようとしていると。

それでは、アジアはどうなんだと。つまり、ア
ジアはどうなんだ、日本はどこに入るんだ、又は
日本が作るのか、こういう選択に今あるんだはな
いかと思うんですが、大臣としては、アメリカの
方に入るよ、又はヨーロッパの方に入るよという
考え方なのか、それともアジアという一つの民族
的共通性の中でこれから新しい一つのエリアを、
知財のエリアを作っていくんだよ。特には、やは
り言わなければならぬことでもありますけれど
も、中国、韓国、台湾、このもう模倣品とか、こ
ういう知財のコピーですね、こういった侵害も含
めて何とかしなきゃいけないという観点からも、
前者なのか、それとも後者であるのか、どんな考
え方をお持ちか、お答えいただけますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) アメリカにはNAFTA
Aという大きな枠組みができております。また、
今御指摘のようにヨーロッパにはE Uというの
がありまして、これが最終的には二十五か国、こ
ういう形で拡大をされると、こういうふうに関
係しています。

(理事松田岩夫君退席、委員長着席)

私どもとしては、やっぱりアジアというのは、
東アジアだけ見ても人口では二十億を超える、ま
たGDPも米ドルで七兆ドルである、そして相互
に補完関係にあると、こういうことを考えます
と、アジアにおける広域な特許制度の構築、こ
ういったことは非常にこれから重要になってくる
と思います。

我が国とアジア諸国の間で包括的な経済連携を
推進をするということは小泉総理も既にAPEC
の席上表明しているところでございますし、中国
も同様な意思表示があつて、それぞれ十年以内
に実現していこうと、こういう大きな方向がある
わけでありまして、私どもとしてはアジアにおけ
る広域特許制度、これは一つの大きな重要な検
討課題だと思っております。

もう一方、世界的に見ますと、世界的な所有権
機関、これWIPOと言っておりますけれども、
多国籍間の枠組みにおいても世界特許システムの構
築という長期的な目標に向けて、現在、実体特
許法条約の策定や特許協力条約、これはPCTと言
いますけれども、これに基づく国際出願制度の改
革等の取組も進んでいるところでございまして、
これについても我が国も積極的に貢献をしており
ます。

知的財産戦略本部におきましても、アジアを含
む国際的な特許制度の調和の必要性について有識
者から指摘がされているところでございまして、
私どもとしては、やはりグローバルの時代です
から、今申し上げたように、世界にも大きくそ
ういう連携を求めながら、やっぱりアジア地域に
対してもこういった経済連携というのがこれから具
体化してまいります。シンガポールとFTAを第
一号をやりましたけれども、これからのFTA戦
略の中でもこれは非常に重要なことでございま
すから、そういった観点で取り組んでいくべき問
題だと、このように思います。

○木俣佳文君 今のお話ですと、後者の方で、や
はりアジアに重点を置いた知財のエリア作りとい
うか、それを最後に述べられた、そのFTAとの

絡みの中で進めていく、こういう理解でよろし
うございますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御答弁の中で申し上げ
ましたけれども、グローバルの時代ですから、
やっぱりアジアだけが特殊に突出するというこ
とはなくて、アジアはアジアの連携、これから
ではなくて、アジアはアジアの連携、これから
やってくる。その中で当然それを構築してい
くという、そういう趨勢になると思います。しか
し、同時にWIPOというのがあつて、世界で
も、これは日本はアジアだけに限定して、いわ
ゆる通商立国ですから、やっているわけじゃござ
いません。そういう意味では、世界の中でも整
合性を保ちつつ大きな戦略でやっていく、こ
ういうことに尽きると思います。

○木俣佳文君 とにかく、全体のシステム作り、
特に日本の、戦略という言葉がいろんなところ
で濫用するわけですが、本当の意味での戦略
を早急に立てていただきたいと思ひます。

特に頭脳流出が、理工系を含めまして、一つの
数値でございまして、例えばアメリカに留
学してそのままだりたという方が大体六割に
上るというところでございまして、やはりこ
ういう方々が、いやアメリカじゃなくてやはり日
本に帰って住みたいんだと。大体初め若いころ思
つても、五十代、六十代になりますと、大体、何
というんでしょうか、サケが帰るような思いで帰
りたくなるそうございまして、最近では流出甚
だしいということに歯止めを掛けながら是非この戦
略を速やかに実施していただきたいと思ひま
す。

以上で終わります。

○松あきら君 午前中最後の質問でございます。
どうぞよろしく願ひをいたします。
今日は高市副大臣が大きなマスクをされて、お
風邪でしょうか、お大事になさってくださいま
せ。

今、SARSが非常に問題になっております。
中国を中心としてアジアを始め世界で猛威を
振るっているという、もう本当に恐ろしい状況に

なっております。日を追うごとに感染者の数増え
ておりまして、今日の朝の朝刊によりまして、W
HOが発表した患者数は世界七千五百四十八人、
その中で死者が五百七十三人という数が今日は出
ておりました。

これまで政府は、厚生労働省、外務省を中心
に、海外渡航情報の提供、医療・検疫体制の確保
などのSARS対策を進めてまいりましたが、内
外の経済活動にも影響を及ぼしつつあるというふ
うに思います。国内では、SARSの影響により
まして航空業界あるいは旅行者に大きな打撃を
被っております。このために経済産業省は先月
十四日に旅行者等中小企業対策を講じていると
いうふうになっております。ちなみに、ILOの
発表によりますと、世界の旅行観光業界では約五
百七十七万人失業している、関連産業も含めると
千三百六十五万二千人が失業しているというよう
な大変な状況になっております。

中国には日系の企業が多数進出をしております。
SARSの影響で生産ラインの一時停止、あ
るいは精密機器メーカーの中には中国からの部品
調達に困難であると、こうした企業も始めてお
りまして、更に今後こうした事態が長期化をしま
すと工場の閉鎖また中国からの撤退を余儀なくさ
れる企業もあるいは出てくるのではないかと
いうに予想されるわけでございます。その結果、
投資した資金はもとより、これまで行っておりま
した技術移転や現地従業員の教育など、軌道に
乗り掛けたそうした企業努力も残念ながら水泡に
帰すということもあるのではないかと
心配されるわけでございます。

どのようにこの現状をまず把握されていらっ
しゃるのか、それからまた感染地域における日系
進出企業の事業活動を側面から支援する必要がある
のではないかと
いうふうに思いますけれども、
大臣、いかがでございませうか。

○国務大臣(金沢勉夫君) 高市副大臣は、地元
に帰られて雨の中で頑張られて風邪を引かれたわけ
でございまして、その直後のSARSの御質問で

すとおれでございまして、私からも風邪を引かれ
た事情についてちょっと御説明をさせていただきます
ました。

現在のところ、SARSを直接の原因とした生
産活動の停滞等、我が国企業に大きなダメージを
与える、そういうものは生じていない、こういう
認識でございます。

今後、SARS問題が長期化、深刻化した場
合、中長期的には生産面への影響のみならず消費
マインドが冷え込む、こういうことで需要面への
影響、それから人の、今御指摘のような人の移動
の停滞がもっとも深刻になる。そうなります
と、貿易ですとか投資の面でやっぱり影響が生じ
る。こういう私どもは懸念を有しているところで
ございます。

このような状況を踏まえまして、SARSが流
行している地域に投資する際には貿易保険を掛け
る、掛けていただいた企業で、SARSの影響に
よって事業の六か月以上の休止といった事態が発
生した場合には、その損害については事故の対象
とする、こうして認めると、こういうことにさせ
ていただきました。

また、SARSの感染拡大等によりまして売上
が減少等の影響を受ける中小企業の方々のための
対策といたしましては、相談、特別な相談の窓口
の設置をし、それから政府系中小企業金融機関に
よるセーフティネット貸付けの適用を行うと
もに、特に立ち上がりから深刻なのは御指摘のよ
うに旅行業でございまして、それからツアー、ツ
アーのオペレーター業ですね、それから添乗サー
ビス業、こういったところが非常に厳しいもので
ございますから、これは信用保証協会によるセー
フティネット保証を適用をしているところで
ございます。

これらの対策の実績をちょっと申し上げま
すと、五月十三日現在で、特別相談窓口における相
談件数というのが二百三十三件でございまして、
融資承諾が約十二件させていただいて九千三百万
円、保証承諾実績は四十三件で五億九千七百万と

なっています。しかし、毎日の報道でもまだまだ
終えんを遂げていなくて、一部の国によっては更
に拡大をしている、こういうことでございませ
うし、御指摘のように、中国には日系企業が大変進
出してきておりまして、その行き来も非常に多い
ものですから、私どもとしてはこれは深刻に受け
止めて、そして企業にも聞き取り等をやりながら
万全の措置を講じていく、こういうことにさせて
いただいております。

○松あきら君 どうぞよろしくお願いをいたしま
す。

それでは、特許法改正案について質問をさせて
いただきます。

去る四月十六日、パソコンのスクリーン上に複
数の画面を重ねて表示できますマルチウイン
ド、この表示制御装置に関する技術の特許権を
侵害されたとして、カシオ計算機がソニテックを
相手取りましてパソコンの製造、販売の差止めと
五億五千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東
京地裁でございました。

その中で東京地裁は、平成十年一月に登録され
ました原告の特許権について、出願前の昭和六十
一年一月に米国内で同様の技術を開発したマニ
アルが配付されたことから、原告は容易にそ
の技術を発明することができたとして、特許
法第二十九条第二項に規定されている進歩性がな
いことは明らかで特許は無効であるとの判断が示
されております。

このカシオ特許無効判決は、裁判所における特
許権の有効性をめぐる争いでございまして、特
許権の有効性の段階におきましては、特許庁が発
明者に与えた特許権について異議申し立てから請求
があった場合に、特許庁の審判部の審判官により
して申立て審理が行われる異議申し立て制度と、特
許庁が発明者に与えた特許の有効性をめぐりまし
て特許権者と利害関係人との争いを解決するた
め、特許庁審判部の審判官による審理が行われる
無効審判制度というのがあります、今回の法改
正ではその両者の制度が一本化することとなつて

おります。

なお、いずれの場合にも、特許庁の判定に不服
の場合は、決定に不服の者はその決定の取消しを
求めて東京高裁に提訴することができ、こうい
うことになっているわけでございまして、この
カシオ特許無効判決は裁判所において特許無
効の判断が示されたものでございまして、特許無
効の判断をめぐる争いが裁判所にまで持ち込まれる
ケースというのはどの程度あるのでしょうか。ま
ず、よろしくお願いをいたします。

○政府参考人(太田信一郎君) 特許庁による異議
申し立て、無効審判の決定審決に、今、松先生言わ
れたように、不服をもってその決定審決の取消し
を求めて東京高裁に出訴する件数は合計で約三百
件でございまして、その前提として異議申し立てが約
三千五百件ございまして、それから、無効審判が約
三百件ございまして、両方合わせると三千八百件
のうちの八割、三百件が東京高裁に出訴されてい
るということでございます。

ちなみに、特許庁におきましては、現在一年間
で約十一万件の特許権を登録しているところで
ございます。

○松あきら君 現行のその異議申し立て制度及び無
効審判制度につきましては、特許庁において特許
の有効性を判断する似通った制度が、これが併存
していることから、両制度を統合一本化すること
は私は合理的であるというふうに思います。

今回の両制度の統合によりまして、紛争解決の
短縮化あるいは当事者負担の軽減が図られるこ
と、これを期待しておりますけれども、今後どの
程度の効果が見込まれるというふうにお考えで
しょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしま
す。

現在、特許庁審判部では、無効審判及び異議申
立てについては最優先で審理を行っております
と、ただ、それでも平均審理期間は、無効審判で
約十四か月掛かっております。異議申し立てで約十
二か月となっております。異議申し立てと無効審判

が現在併存しているわけですが、そういう制度の下では、まず異議申立てを行い、その結果、特許が有効と判断された場合は、その決定に不服があつても直接裁判所に対して不服を申し立てる道がなく改めて無効審判を経由することが必要であるため、このようなケースでは紛争の最終的解決までに約二十六月を要する結果となります。

今回の改正によりまして、異議申立て、無効審判を統合一本化すること併せて、さらに審理期間の短縮化のため事務の合理化や計画審理の導入も検討しております。そういうことによって、少なくとも十二か月にまでは半減することになるといふふうに思っております。また、統合一本化することにより、同一の特許権に対する異議申立てと無効審判による繰り返しの攻撃がなくなる。あるいは、異議申立ては特許掲載公報発行から六か月以内に申し立てることを要したのに対して、統合後の無効審判には請求時期の制限がないことによつて、不要不急の請求が減少するとの期待がございいます。両当事者の対応負担も軽減されると考えているところでございいます。

○松あきら君 軽減あるいは半減というお言葉が出てまいりました。特許権の有効性をめぐる争いといたしまして、特許庁における特許無効審判制度である一方で、裁判所の特許侵害訴訟で特許無効が争われておりまして、侵害訴訟と無効審判が並行して行われた結果、異なる判断が示されたケースも出てまいります。このため、裁判所の侵害訴訟と特許庁の無効審判の各々の制度の存在意義を踏まえた上で、特許庁と裁判所の間の連絡体制を強化するとともに、両者の情報の共有化を進めることなども必要になるのではないかとこのように思います。

また、特許庁と裁判所の役割分担あるいは連帯の在り方について、今後どのような方向性を示していくかあるおつもりであるのか、これも伺いたいと思ひます。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。

現行制度におきましては、特許権の有効性をめぐる争いは無効審判により解決を図り、権利侵害の有無をめぐる争いは侵害訴訟により解決を図るという基本的な役割分担となっております。これらの二つの争いが別個独立に生ずる場合には、現行の切り分けに起因する問題は生じませんが、権利侵害をめぐる争いと権利の有効性をめぐる争いとが同時に生ずる場合には、侵害訴訟の手続の中で二つの争点を総合して判断してほしいと、そういう要請が産業界の一部から出されていると理解しております。

この問題を解決するための方策につきまして、昨年十月から、内閣に設けられました司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会におきまして検討が進められており、特許庁も当然のことながらその検討に積極的に参画しております。この検討会ではまだ意見が収れんしていません。これまでに提案された方策としては、現行の役割分担、先ほど申しました役割分担は維持して、侵害訴訟と無効審判の連携を強化し、裁判所と特許庁におけるそれぞれの審理の進捗状況、あるいは証拠、主張に関する情報の共有を促進すること、二つ目には、両者の役割分担の在り方についても見直すこと、見直した上で侵害訴訟における権利の有効性判断の対象を拡大するとともに、両者が重複する場合における無効審判等の請求を制限する等の議論がなされております。

特許庁といたしましては、今後も関係機関と連携しつつ、本件の解決に向けて鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございいます。

○松あきら君 特許庁の資料によりますと、異議申立てによつて特許が取り消された件数は、平成十三年で千二百八十一件、請求件数の三六%が取り消されております。また、無効審判によつて特許が無効とされた件数は、十三年で二百八十三件と、請求件数の四九%にも上つてきているわけでございます。特許の出願件数が年々増加する中で、迅速な特許審査が求められる一方、当然厳格で質の

高い審査も必要とされております。

私は、実は先ほどからもうずっと審議を聞いておりまして、そもそもという気持ちがあるんです。いろいろな理由があるでしょう。例えば、出願料あるいは請求料金、お金が高い、あるいは時間が掛かる。IPCの話も出ました。しかし、総定員法あるいは特別会計ということもあるんですけれども、私は、特許というのは絶対に信頼と權威がなければ駄目だと思ふんです。

例えば、既に外国でオープンになっているにもかかわらず、それを見落とされちゃっている。特許庁が特許を出したんだからといって信じますよね。信じて、たくさんのお金を使って設備投資をする。ところが、特許そのものが無効だったんと言われたら、どうするんですか、何億も掛けたお金が、どこも責任取ってくれない。こういう状況で、多分後で御答弁の中では、いや、この今私が言った数字は実際はそうじゃないと、もっと低いと、日本は外国に比べてとってもいいんだと、一番ぐらいとおっしゃると思う、思ふんですよ。それは分かつています。

けれども、私は、やっぱりもっともって、だつて知財立国を標榜しているんですもの。毎回毎回私は言うのも嫌なぐらいなんですけれども。あの中国や韓国が今国家戦略として進めている。日本は今一歩、二歩先進んでいますよ。だけれども、私はこれは十歩、二十歩進めなければ、あつという間に追い付かれる、いつも言っていますけれども、分かつているんですよ。ですから、本當のことを言つて、お金も安く、たくさんの方々が、大変でしょうけれども、出願もできる。だから、私は総定員法なんてやめちゃって、もっと、千人足りなきゃ千人増やしたらいいんですよ、二千人増やしたらいいんですよ、特許庁に、もっとお金もどんと掛けるべきなんです。私はそう思っている。だから、本當に国家戦略としてどうするかと。

もうそもそものが腹立つわけですよ、正直言つて。(いいぞ)と呼ぶ者あり)ですから——与野

党問わずいいぞという声、ありがとうございませう。いや、本當にそう思っているんです。ですから、私は、本當はこのような課題に対して特許庁長官にどうやって対処するのかと聞きたいところだけれども、いいです、言つてくださってもいいんだけれども、やっぱりこれ本當にそもそものいう、もう言いたいこと一杯あるけれども、もう省略しますけれども、国家戦略として知財立国を標榜しているんですから、これ、大臣、この知財立国にふさわしい機関にしていきたい、熱望しております。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 特許庁を所管する大臣として非常に力強いお言葉をいただきました。私も政治家としては同じような考えを持っておりまして、このところはしっかりとしていかなければ、本當の知財立国は造れないと、こういうふうに思っています。

さはさりながら、今、日本はやはり国家公務員の数をいかに減らすかと、そういう現実があります。その中で大変私どもも努力して、厳しい定員法の中でこのところは異例に増やしていることも事実でございますし、またいろいろ御意見が出ましたアウトソーシング等も拡充をしているところでもあります。

そういう意味で、私も知財戦略本部の副本部長という立場をいただいていますから、今の御意見を体して更なる努力を傾けていきたいと、このように思っております。

○松あきら君 政治家御本人、あるいは副本部長、あるいは大臣として苦しい胸のうちをお話しいただいたというふうに思いますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、最近における我が国の知的財産をめぐる動きを見ておきますと、昨年の臨時国会におきまして、知的財産戦略大綱を踏まえまして制定されました知的財産基本法を始めとして、今回の特許法、不正競争防止法の改正など、知的財産立国の実現に向けた取組が強化されてきておりますと申し上げておきましょう。

この知的財産戦略大綱では、著作権の適切な保護ということで、音楽、映画、放送番組、アニメーションなどデジタル情報の強力な保護の必要性が指摘をされております。私もこれいっつか質問させていたことありますけれども、このために有効なセキュリティ技術開発、訴訟制度の改善、権利処理を円滑にするシステムの構築など、デジタルコンテンツの適切な仕組みを確立すべきであることが提言をされております。

今、国会には、知的財産戦略大綱や本年一月に出されました文化審議会著作権分科会の取りまとめを受けまして著作権法の改正が提出されておりますけれども、これらの提言内容は法案にどのようになら反映されているのか。なぜ映画は著作物について盛り込まれなかったのでしょうか。これについて、文化庁にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(鎌谷眞美君) お答えをいたします。

この国会に提出をいたしております著作権法の一部を改正する法律案におきましては、ただいまお話がございましたように、今年一月の文化審議会の著作権分科会の審議経過報告に盛り込まれた、早急に法律改正が必要とされるという事項を盛り込んでいます。

この著作権分科会の審議経過報告では、法律改正事項として、映画の著作物の保護、これを大きな柱の一つとしております。具体的には、アニメやビデオなどを含めました我が国が強い競争力を持つ映画の著作物の保護期間を延長するということを提言をいたしております。これを受けまして、今回の法律案におきましては、映画の保護期間を現在の公表後五十年から公表後七十年に延長するという内容を盛り込んでおります。

このほか、審議経過報告におきましては、映画につきましては、現在、著作権者の許諾を得ずに行うことができる図書館などにおける非営利、無料の上映会につきまして、映画の著作物の保護を強化する観点から、著作権者の許諾を得ないで上映

できる範囲を限定すべきだということも言われております。ただ、この点につきましては、我が国では引き続き、著作権者の許諾を得ずに行うことができる範囲についてどこまでとするのか、更に詳細、慎重に検討する必要があると考えて、今回の法律改正には盛り込んでいないということでございます。

○松あきら君 そうですか。ちょっと分かったような分からないような感じがしますけれども。

文化庁に置かれた映画振興に関する懇談会では、昨年の五月ごろから一年かけて、文化庁を始めとして総務省、経済産業省、国土交通省など関係各位が一体となりまして、横断的な視点から国として取り組むべき施策の検討が行われたと伺っております。その取りまとめが本年の四月二十四日に「これからの日本映画の振興について」の提言として公表されております。これまでの審議過程において、映画関係団体などから意見、要望が出されたようでございますけれども、それらの点が提言にどのように反映されているのか、御説明をお願いいたします。

○政府参考人(鎌谷眞美君) お答えをいたします。

ただいまお話がございましたように、文化庁では、映画関係者二十一人から成ります映画振興に関する懇談会を設置をいたしまして、去る四月二十四日に、十二本の柱から成る「これからの日本映画の振興について」の提言を取りまとめたところでございます。提言の取りまとめに当たりましては、委員間の議論のほか、映画製作者、映画監督、映画俳優、観客の代表の方など二十人近い方から懇談会において幅広く意見を聴取をしたり、三十以上の映画団体へ意見照会をしたりなどいたしまして、それらの意見をできるだけ提言に反映するように努めたところでございます。

特に、映画関係団体から強い意見が出されたのは、著作権問題についてきちんと対応してほしい、それから映画館や非映画館を活用した上映機会の拡大施策を充実してほしい、東京国際映

画祭など国内映画祭の振興及び発信機能の充実を図ってほしい、映画人が集う映画の広場といったことを考えてほしいと。さらには、映画関係者の労働環境の改善、映画に携わる人々の社会的な地位の向上といったことを図ってほしいといったようなことが出されておまして、これらにつきましてはできる限り提言に取り込めるように努めたところでございます。

今後、映画関係団体などとの協力を図りながら、また関係府省ともよく連携を取りながら、この問題には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松あきら君 映画は、その作られた時代の文化あるいは社会を映す鏡であるとも言われております。その蓄積は国として承継すべき文化遺産であるというふうにも思っております。

こうした映画の収集、保存を行う機関として、我が国唯一の国立の映画の専門機関であるフィルムセンターがありますけれども、日本映画の一部しか収集、保存されていないんですね。このフィルムセンターの保存施設は私の地元の神奈川県相模原市にあるわけですが、全体で十八室から成る保存庫には長編映画に換算して約四万本の収納能力があるというふうに言われております。

映画振興に関する懇談会の提言では、フィルムセンターの保存機能や普及上映機能の充実に加えまして、人材の養成機能、製作支援機能なども今後の検討課題としてこれも指摘をされておりますけれども、文化庁はフィルムセンターの拡充も含めて、今後の在り方についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(鎌谷眞美君) お話のございましたフィルムセンターは、独立行政法人国立美術館に属します東京国立美術館の一つの組織でございます。また、東京京橋の本館と神奈川県相模原市の映画フィルム保存施設から成り立っております。

先ほど申し上げております文化庁の映画振興に関する懇談会におきましては、このフィルムセ

ンターにつきまして、我が国唯一の国立の映画に関する専門機関であり、映画にかかわる内外の窓口の機能を高める、こういう観点から、フィルムセンターの保存機能、普及上映機能を格段に充実する必要があること、さらには新たに本格的な人材養成機能、製作支援機能を担う可能性についても今後の検討課題として提言されております。また、その組織を充実するために、フィルムセンターを東京国立近代美術館から独立させるということも視野に入れるべきであるという提言もいただいております。

文化庁といたしましては、懇談会の提言を的確に受け止めて、その趣旨が実現できるように、関係機関、関係団体とも十分に協議を進めてフィルムセンターの充実に努めてまいりたいと思っております。

○松あきら君 最近の報道によりますと、日本の文化が世界の関心の的になっていると。よく知られるアニメやゲームソフト、ファッションだけではない、美術も映画も本もということ、バブルから一九九〇年代の不況、あるいは経済が浮き沈みする中で培われてきた日本の文化力を求め、人と物とお金が地球を回るといって、こういう記事がありまして、正に日本の文化力を求めて海外からその権利の買い付けがなされているという、種々書いてあるんですね。

例えば、日本映画はハリウッド映画のように形にはまっていけないために、原作のアイデアや脚本を買って自前の監督や俳優で作り直すリメイク権、これは「リング」なんかで最近ヒットしておりますけれども、これたくさんあるんですね。かなりこういうことが行われております。

また、新聞情報では、映画製作の東京都における経済波及効果は一・六一で、これは一億円の映画を作ると一億六千万円の生産が誘発されるという、こういう試算結果も出ております。私は、文化、芸術というのは、実は全般的に見ても経済波及効果があると思っておりますし、またそうした大学の先生のお話も伺っているんです。

一九三〇年代のニューディール政策、これはルーズベルト大統領が大恐慌のときに行った政策ですけれども、これは土木やあるいはダム、こういうことだけじゃないんですね。すごいもう、例えば連邦美術プロジェクト、連邦音楽プロジェクト、連邦劇場とかって、例えば五千人の美術家を雇って絵をばっとかいて展覧会で多くのの人に見せて、あるいは一万八千の彫刻を作ったり、教育ということ、十三万三千人もの人に毎週毎週いろいろなパレエやあるいは音楽やそういう劇場で見えただけとか、いろんな政策をやったんですね。そして、物すごく、大恐慌からばっとなんて経済が物すごくよくなった、御存じのとおりなわけですから、それとともに人の心を明るくしたんですね。そうした、いわゆる土木中心だけじゃない、人の心を明るくする文化や芸術というのは非常に力を入れてやったということ、とてもそういう心を明るくした。

こういうことが基礎になりまして、第二次世界大戦の後に、それまでは文化、芸術というのはパリが中心だったんですけども、それがアメリカに移ってきたとして、例えばブロードウェイのミュージカルあるいはハリウッドの映画、これが非常に成功したという、この基になっているんです。

私は、昨今の景気低迷下におきまして、せめて庶民の身近な楽しみでもある映画産業の振興のために一層の支援を講じてほしいというふうに思いますけれども、映画産業の経済効果及びその支援策について大臣にお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 映画を始めとするコンテンツというのは、御指摘のとおり、非常に大きな波及効果を生むと思っております。例えば、映画というのは劇場だけではなくて、それがビデオになりますし、さらにはレンタル、それからまたキャラクター商品、こういったものに結び付いて非常に波及効果が多いわけですね。

それから、国際的な面もおっしゃられましたけれども、

れども、日本が、日本人が作った映画で「ラブレター」というのがありまして、これが非常に東南アジアを中心にヒットして、例えば平成十一年をひとついいますと、特に函館、小樽が舞台になった、そういう映画だったようですね。けれども、それが平成十三年には外国からの宿泊客、特に東南アジア、これが十倍になったと。

こういうことですから、非常にそういう波及効果があるわけでありまして、そういう意味では、日本のやはりそういう文化という、そういうものを大切に、そして景気の気持ちは明るくすから、おっしゃるようになります。そして、個人の金融資産が一千四百兆もあるのに、そういう意味では先行き不透明でみんなが財布の緒を締めてしまっている。GDPに占めるいわゆる個人の消費というのは六割以上だと、こういうことを考えますと、そういった日本の非常に蓄積された、アニメーションを含めたそういうものをやっぱりしっかりと守っていく、こういうことが大切でございまして、経済産業省としてもそういう意識でこのところはしっかりと伸ばしていきたいかなければならないと、このように思っております。

午後零時三十三分休憩

午後二時十七分開会
○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、緒方靖夫君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防

止法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

まず最初に、不正競争防止法の改正案から質問に入りたいと思います。

第一の質問ですが、今回の改正は営業秘密の刑事的保護の導入を行うということが大きな改正点でございます。これは、営業秘密の民事的保護規定を導入した九〇年には多くの反対があつて一度見送られたという経過がございます。

産権審の不正競争防止小委員会のまとめを見ますと、「営業秘密の刑事的保護」の章の中で検討に当たつての留意事項というものが出されております。これまで出されてきた反対意見の中で六点が挙がっているわけですが、留意事項として検討が進められた結果、今回の改正に至つたのだと思います。

ところで、その中で、とりわけその反対意見の中で三点、一つは労働者の退職、転職の自由を束縛するという問題、二つ目は秘密の概念が不明確で裁判上その認定をいかにすべきかが問題があるという指摘、消費者運動や公害反対運動等に対する抑制となる指摘、報道機関の取材、報道の自由が不当な拘束を受けるという重要な指摘がございます。この三点については特に構成要件を定める必要があるという指摘もそのときされているわけでございます。

こうした問題点はどうのように払拭されたのでしょうか、どのようクリアをなさるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

内部告発、取材、報道の自由、そして職業選択の自由を阻害するのではないかと、その御懸念につきましまして、本法案の骨格を議論した産業構造審議会におきましても慎重な審議が行われました。これが今回の法改正によって阻害されることのないように手当てがなされているところでございます。

まず、内部告発や取材・報道活動の自由についてでありますけれども、これらの対象となる有害物質の垂れ流しや脱税の事実等の反社会的な情報、そもそも公序良俗に反するものであるため、本法の保護の対象となる営業秘密から除かれることが判例上明確となっております。

これに加えて、本法案においては不正競争の目的、すなわち自己を含む特定の競争者を競争上優位に立たせるような目的を有することに処罰の要件を限定しておりますので、内部告発や取材・報道活動はこの目的に該当せず、処罰の対象から除外されることに相なります。

なお、刑法第三十五条は、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない」と規定しておりますので、憲法上保障される報道の自由に基づく正当な業務行為であれば、違法が阻却されまして、処罰対象とはなりません。

第二に、職業選択の自由についてでございますけれども、具体的には従業員が業務上知り得た営業秘密について、不正な使用又は開示が刑事罰の対象とされるのは、原則として従業員である期間に限定されているわけでありまして。このため、従業員が在職中に身に付け知識となったノウハウ等を就職先において活用することは処罰の対象とされておられません。

他方、退職前に営業秘密が記録された媒体を横領し、退職後、これを不正に使用し、又は開示する悪質な行為については、これは例外的に処罰の対象に加えております。

したがって、本法案によって転職の自由、内部告発の自由及び取材、報道の自由が阻害されるようなことはないと考えております。

○西山登紀子君 事が刑事的な保護の導入ということですから、非常に厳正にこれは対処しなきゃいけないというふうに思います。

もう一つの問題は、その対象者が従業員だとか又は元従業員というふうなことになるわけ

ですけれども、やはりその比重が、経産省が実施したいろんな統計がございませうけれども、日本知的財産協会及び経営法友会所属企業のアンケート結果というのを見せたいと思います。

約二割の企業が自社の営業秘密に関するトラブルを経験しているというわけですが、そのトラブルの相手の約七割はやはり従業員及び元従業員というところでございませう。また反面、約、トラブルがないというふうに答えた八割の企業でございませうが、百三十七社。そのトラブルがない企業は社内規程制度がきちっとしているということも挙げているわけですね。ですから、トラブルが起らない、それは企業が営業秘密としての管理をきちっとしている。そのことが非常に厳密にされているところではトラブルも起きないし、またトラブルをしたじゃないかという乱用がされないということではないかと思ひます。

そこで、お伺いしますけれども、言わばこの乱用というものをどうやって防ぐかということでお伺いしたいんですけれども、この従業員や元従業員が必要以上に不利な状況になってはならないと思うわけです。三要件の厳守、それから従業員に徹底されていない、つまり営業秘密としてきちっと徹底されていない、あるいは契約でも明確にされていないような場合には、この処罰の対象にならないというふうなことをきちっと確認をしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) この秘密情報が営業秘密として保護の対象とされるためには、先生おっしゃったとおり、三要件がございませう。この三つの要件を満たす必要があるということは明文化されております。

それから、判例上も、例えばこの要件のうち、秘密管理性の要件につきましては当該情報にアクセスできる者が制限されていること、そして当該情報にアクセスした者にそれが営業秘密であることが客観的に認識できること、この両方が必要とされるという解釈が定着いたしておりますので、ある情報が営業秘密であることが従業員に対して

周知徹底されていない場合ですとか、それから元従業員との間で秘密保持契約が不明確な場合、こういった場合には営業秘密であるということが客観的に認識できませんので、秘密管理性の要件に欠けるということで刑事罰の保護対象になりません。ですから、刑事罰がこの場合乱用されるということにはございませう。

○西山登紀子君 それでは次の法案、急いで、三つありますので、次に景品表示法の関係の質問に入りたいと思ひます。

昨今のこのBSEの事件など、食の安全に対する国民の信頼というのは本当に政治に対する不信が大きくなっておりまして、消費者の表示に対する信頼の崩壊というようなことが、政府側の消費者取引問題研究会、公取のそういう研究会のまとめの中でも規定がされているところではございませう。

その報告をちょっと読ませていただきましたが、その報告の中にはこういう指摘がございませうね。

景品表示違反行為に対する抑止力の強化という項の中で、JAS法の場合は、食肉の原産地虚偽表示の頻発を重視して、農水大臣が行う命令違反に対する罰則は法人に対しては一億円以下の罰金が規定されていると。景品表示法においても、この排除命令違反行為に対して法人重課を導入することが適当だと方向付けられていると思うんですけれども、今回の改正には盛り込まれておりません。なぜ盛り込まれていないのか、その理由をお示しいただきたいと思ひます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおり、昨年十一月にいただきました消費者取引問題研究会の報告書では、法人重課を導入することが適当であるとされておるわけではございますが、私どもも法人重課については大変前向きに考えてはいるんですが、残念ながらそれを実現するためには独占禁止法の改正が必要でございませう。

時を同じういたしまして、独占禁止法の違反行為に対します措置体系、いろいろ課徴金とか刑

事告発とかございませうが、こういったことについて今抜本的な見直しを既に昨年の十月から始めておりまして、それとの関係を踏まえて、体系的に法人重課の問題も処理させていただくのがいいんではないかというふうな思ひをいたしまして、今回の景品表示法の改正には盛り込ませていただけないと。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○西山登紀子君 一つをめぐってございませうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 独占禁止法の違反行為に対する措置体系の見直し、これは場合によつては、昭和二十二年に法律ができて半世紀ぶりの大改正になる可能性を秘めている改正でございまして、昨年の十月から鋭意専門家で勉強しておりますが、その報告が今年の秋に出していただけるものというふうな思ひをいたしております。それを踏まえて、関係方面との調整をいたしまして、法案の具体的な改正作業に入っていきます。

ですから、あと一兩年、来年の通常国会ということをお願いするまでの自信は今のところありませんが、少なくともその次までには具体的な法律改正が御提案申し上げられるように、そういうつもりで今作業を進めております。

○西山登紀子君 やはり消費者の信頼を回復する、崩壊してしまつた、それを回復する。そのための改正あるいは独禁法の改正ですね。これは重大な決意を持って臨んでいただきたいと思います。

次に、二問併せて質問させていただきます。日本生命の例の保険の不当表示問題で排除命令が出た、これは生命保険会社に対しては初めて出たというところで、私もここまで問題が広がってきたというところで非常に大きな関心を持っております。そこで、お伺いいたしますけれども、これは排除命令が出た。そして、日本生命には何か金融庁の方からは業務改善命令が出たというふうな報道がされております。そして、日本生命の方では謝罪を述べて、そして表示どおりさかのぼって支払いたしようというふうなことなどなど、

改善が図られているようではございませうけれども、しかし問題は、一つは被害を受けたという人たちが、この問題に限りません、さかのぼって、この不当表示で被害を受けた場合の被害者がさかのぼって、それこそ商品の、あるいは回収してもらつて、代金を返してもらつて、その他の受けた被害について補償をしてもらつて、こういうことについては法律的な、法律上の仕組み、それを補償する仕組みがありません。

これはどうするかということ、もう一つは、今度の日本生命の場合も、この保険の契約数は三十八万七千件、報道されております。大変多い数です。お一人お一人の被害者が、排除命令が出た後、無過失損害賠償請求訴訟を提起するということは可能なんですけれども、そうではなくて、今ややっぱり団体訴訟というものを可能にするということが必要なのではないでしょうか。その二点、お伺いいたします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 日本生命の件につきましては、今、委員お話にありましたとおりでございまして、法律上というよりは、むしろ、こちらの排除命令を受けまして日本生命の方でお客様に対してしかるべき措置を講ずる、さかのぼって講ずるということ、既にその作業に入っているというふうな承知をいたしておりますから、実質的に今回のことによる関係消費者の損害というものは補償されるということになろうかと思ひます。

一方、一般論として、今、委員御指摘のように、こういうことが起きた場合に損害賠償というのはなかなかしにくいではないかと。現に制度上は、公正取引委員会が独禁法二十五条の、排除命令を出しますと、独禁法二十五条というものがございまして、被害を受けた者は無過失損害賠償請求訴訟を提起することができるといふことになつておるわけではございませう。しかし、実際これが使われることは余りないというのが実際でございませう。

そこで、これからのテーマとして、今御指摘に

ございました団体訴権の問題ということになるわけでございますけれども、これにつきましては今年の三月十九日に司法制度改革推進計画というのが閣議決定をされておまして、その中において、平成十六年十一月三十日までに団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方などについて法分野ごとに検討を行うことというふうになされておまして、公取委のほか内閣府、それから経済産業省がそれぞれ関係する省庁になりますけれども、これらの省庁において今申し上げたような期限までにこの団体訴権について検討することになってございます。

ただ、団体訴権の問題につきましては、差止め請求とそれから損害賠償と二つあるわけでございますが、それぞれに、特に損害賠償についてはいろいろ詰めなきやならぬ難しい問題が含まれているというふうに承知をしておりますけれども、なるべく早くその決められた期限までに具体的な結論を得るべく検討していきたいというふうに思っております。

○西山登紀子君 ドイツなどではもう既に導入されているということでもございますので、是非急いでいただきたいと思えます。

それでは、特許の方に移りたいと思えます。私は、九九年三月の三十日にこの委員会で特許法について質問をさせていただきました。そのとき、特許について勉強をさせていただきました。プロパテント政策ということで、審査請求期間の短縮、審査請求件数が増大することについての特別な審査体制を取ることなども要求をさせていただきました。

その後、審査官の問題などというふうになっ

と指摘をさせていただきたいわけでございます。そのときの議事録などももう一度振り返ってみますと、そのときには重大な決意で、日本の特許政策を早く強く広く権利保護をするんだということで随分強い決意が述べられていたんですけれども、その決意は本当にどうなったのかなというふうに思う実態でございます。

そこで、今、今回の改正はこの審査請求料を二倍に引き上げていくと。午前中も同僚議員の方から指摘がございましたけれども、この人口が非常に狭くなる、そして審査件数を狭めていく。そのことによって、これ以上審査請求期間を延ばさないように何とか保ちたいというふうなことではないかなというふうに思っています。この料金の改定のこういう、しかも人口を倍に上げる、人口を狭めるというようなことは本質的な解決にはつながらないんじゃないだろうか。早く強く広く権利保障をしていくと言っていた政府のその方向にはつながっていないかな、むしろその方向には逆行していくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、大臣の基本的なお考えを聞いておきたいと思えます。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

現在、出願人の行う審査請求の件数が特許庁の審査可能な件数を上回っている、そういう事実がございまして、審査着手を待っている出願の数は増加する傾向にございます。これに加えて、今後数年間は審査請求期間の短縮に伴いまして審査請求件数の増加が予想されることから、審査着手を待っている件数が増加して審査期間が長期化するものが懸念材料であります。

こうした中で、知的財産戦略大綱におきまして、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員等の積極的な活用等による審査体制の整備に加えて、企業啓発等を通じて我が国の審査請求構造の改革を図るなど、総合的な施策を講ずることによりまして審査期間の長期化を防止することが当面の課題であると、

このように指摘をされていることでございます。こうした指摘を私も踏まえまして、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた総合的な施策の一環として一般の料金体系の見直しを行うものでございまして、これによって審査請求行動の適正化が行われ、審査請求構造の改革が図られる、こういうことを期待しております。

料金のみで問題は解決しないと思っております。こういったことを含めて総合的な施策により迅速審査を実現したいと思っております。例えば、今般しい制約の中でございまして、例えば我が国の特許庁の特許審査官の増員等も厳しい中で増員を目指してきたところでございます。二〇〇〇年には十名でございましたけれども、二〇〇三年にはこれを三十四名にするというように今も努力をしております。大変厳しい中でございまして、私どもとしては、今申し上げたように迅速審査を実現すべく全力で努力をしてみたい、このように思っております。

○西山登紀子君 時間が非常に短うございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

料金の改定も、経済産業省の説明では、全体として十万円安くなりますよ、皆さんにとってメリットがございまして、こういうふうな御説明、随分その点を強調していらっしゃるんですね。その点もちょっと見ていきたいと思うわけです。

審査の請求をするときに倍ほどの値段、十万円ほど高くなる。そして、全体としては十万円安くなるというのはどういうことだろう。これは最終点であります。特許を獲得する料金、特許料というのが約二十万ほど大ざっぱに言うところからでございます。ですから、入口で十万円高くなるけれどもゴールのところ以降はうんと安くなる、二十万安くなる、だから合わせて十万円下がる、だから皆さんお得になりますよということなんですけれども、これは私ちょっと、みんながそれでは、午前中も議論がございました、すべてフルコー

ス、十万円下がるかというところではありません。やっぱり、最終ゴールに到達した、そういう人がメリット、十万円、もっと下がるわけですが、けれども、メリットを受けるわけでございます。総枠は、特許庁のこの収入総枠はほとんど変わらないわけですから、その中で動かすということになります。

料金改定で利益を受ける人、利益を受ける企業、そして一方で負担が増える人、負担が増える企業、これが生まれるのではないかなということ、少し資料を用意をいたしました。

これは、非常に分析するのは実は大変なことでございます。特許出願と特許登録件数、二〇〇一年と二〇〇〇年の上位二十企業を、これは国会図書館の御協力をいただきまして、私の部屋に出していただいたやつを私たちの部屋で精査をしたものでございます。

資料は議事録に残りませんので少し紹介をさせていただきますと、出願数の順位でございます。

一位は松下電器、二〇〇一年は一万三千六百七十八出願をしております。そのうち登録した件数は五千九件でございます。二位は東芝、二〇〇一年に一万六千三百三十三登録件数は二千八百九十二、三位はキヤノン株式会社で、二〇〇一年は九千四百六十二、登録件数は三千二百二十四でございます。四位が日本電気、五位が株式会社日立製作所、六位がソニー株式会社、七位が三菱電機株式会社、八位が株式会社リコー、九位が富士写真フイルム株式会社、十位が三洋電機株式会社、十一位が富士通株式会社、十二位がセイコーエプソン株式会社、十三位はシャープ株式会社、十四位が松下電工株式会社、十五位が株式会社デンソー、十六位がトヨタ自動車株式会社、十七位が三菱重工業株式会社、十八位が本田技研工業株式会社、十九位はオリンパス光学工業株式会社、二十位がコニカ株式会社と、こういうことで、出願件数二十位の企業の名前をここに挙げさせていただきます。

私の問題意識というのは、今度の改定で、今度

の改定の改正が出ているわけですから、今回、政府が料金改定の理由として、費用負担の不均衡、適正な審査請求行動の促進を挙げているわけですが、それならば、不適切な審査請求行動を行っているのは一体だれなのか。問題意識としては、やっぱり大きな大企業じゃないのかというのが問題意識にありまして、そしてちょっとこういうふうな調べてみたわけでございます。上位二十社、出願件数の上から順番の企業がこういう企業。

それでは、特許率というのがありまして、これは登録率と同義語だと思いますが、これはなぜこちらの資料に出していないのかといいますと、二〇〇一年で見ますと、上位、出願率上位十社の企業は、特許庁が公表されております特許率三十位までの企業の中には一社も入っておりません。ですから書く必要もない。それから、二〇〇一年で見ても、出願件数の二十社の企業の中で、上位、登録率上位三十位の中に入っている企業はといえば、十八番目の本田技研、これがただ一つ十五位に入っているだけでございます。

ですから、出願件数の多いところが必ずしも特許率、登録率が高いわけではないんですね。ここに私は非常に大きな問題があるのではないかと考えているわけです。

つまり、現状では、ろくに先行技術調査もしないでどんどん出していく、特許戦略として出していく、こういうことで、特許率の低下だとかあるいは拒絶率の増加を招いた主要な一つの原因としては、こういう大企業のいわゆる特許戦略と、出願をしておいて予防的に特許を獲得しておこうと、防衛特許というふうな言われているように、そういうふうなことがあると思うんですけれども、大臣のまず認識をお伺いいたします。

○政府参考人(太田信一郎君) 大手大企業が、特にIT企業が上位、出願の上位を占めるということはおっしゃるとおりでございます。そういう大手企業の特許率、登録率は私どももきちんと把握

していませんが、特許率が平均よりやや低いというところも事実でございます。そういうところがクロスライセンス等をするためにかなりの数の出願を出す傾向にあるということも御指摘のとおりでございます。

○西山登紀子君 私は大臣に認識をお伺いしたいと思うんですけれども、確かにこのエレクトロニクス、そういう関係のメーカーというのが出願率でも、出願件数でも上位十社にあるんですけれども、政府の出している資料をちょっと見させていただきまして。

産構造の特許制度小委員会の配付資料の中に指摘がされておまして、これは公に出されている資料ですけれども、審査件数上位十社の特許率は我が国全体の特許率と比較して特に低い傾向にあると。そして、二〇〇〇年、二〇〇一年の平均数を見ましても、特許率で明らかに有意な差がある。審査請求件数五三・六％、上位十社の合計は特許率で五三・六で、それ以外は五八・五ですから、約五％上位十社の特許率の方が有意に低いんですね。全体は五七・四ということですから。これは、公に出していらない統計の数字から見てもやはり審査請求件数上位十社の方がずっと低いと、特許率がうんと低いという数字はもうはっきり出ていると思うわけですね。

そして、問題は、私のこの資料は審査件数の上位十社の資料ではございません。といいますのは、特許審査の件数、審査の件数別の企業別の公表がされていないということですから、残念ながら出願件数ということで上位十社をずっと並べましたけれども、大体審査請求するのは出願件数の半分ぐらいです。大体私が出した資料どおりに、大体この審査請求上位十社というのは、企業名を明らかにいたしましたように、エレクトロニクス関係の企業であるということとは突き合わせて見ていただきますと明らかではないかなというふうに思います。

ですから、もう一度大臣にお伺いいたしますけれども、実にこの上位の十社というのは、こちら

の出していらない資料でも請求件数では約二割、特許査定件数でも約二割、拒絶査定件数では二四・五％というふうな数字、占有率といえますか、そういうものを占めておまして、しかもそういうふうなたくさん出しておいて、そして審査請求もたくさん出しておいて、そして拒絶査定もかなりあるという、言わば大企業の特許出願戦略、そういったところに不適切な審査請求の主な原因があるんじゃないか、まずそこを是正すべきではないかと思うんですが、大臣の御見解を。

○国務大臣(平沼赳夫君) 西山先生が表を御用意くださいまして、一つの傾向を示していただきました。確かにそういう数値は傾向として出ていると思います。

しかしながら、特許出願あるいは審査請求をどうやって行かうか、どのように行かうかについては、やっぱり技術分野でございますとか業種によって異なっているものだと思います。特許率や戻し拒絶の比率が単純に企業のそういう審査請求行動の適正さを示すとは私どもは思っておりません。特許出願及び審査請求をどのように行かうかは、やっぱり競合する他社の特許の取得でございますとか権利行使の状況を踏まえて個々の企業が決定しているものと認識しております。

審査請求件数上位十社の特許率が御指摘のように平均より低いことは事実であります。これは、国内外とのライセンス交渉において、先ほど特許庁長官も申し上げましたけれども、特許権の数が重視されていると、こういうことも一つ背景にあると思います。特許取得件数が技術力を評価する指標として活用されていたこと等の業種特有の要因が審査請求件数ができるだけ増加させるという企業行動につながった結果である、こういう意見もあるということは私も聞いております。近年は、多くの企業においては、特許関連のコストにも着目をいたしまして、今申し上げたように量の重視から質重視への特許戦略への転換を図る動きが出てきているものと、このように認識しております。こうした動きを私どもは更に促進を

するために、平成十五年の三月には知的財産の取得・管理指針というものを策定をしまして、この中で知的財産や研究開発の選択と集中の重要性を示すことによりまして、経営者の知的財産に対する意識向上と戦略的な特許取得を促しているところでございます。

今後とも、産業競争力強化の観点から、企業におけます知的財産のより戦略的な取得及び管理が促進されることを私どもとしては期待をしております。政府としても、そのための環境準備に最大限努めていきたいと思っております。御指摘のそういう傾向は確かにあったと、こういうふうな認識しております。

○西山登紀子君 私の作りました資料でも、やはり出願件数の高いところは必ずしも特許率が高いわけではない。つまり、そういう戦略的に防衛的な特許という形で出しているということは大臣がお認めになったようにあるわけですね。そこを是正しなければ根本的な解決にならないと思います。

それで、そういう傾向があるという大企業なんですけれども、今度の改正では大変大きな恩恵を受けることになるのではないのでしょうか。つまり、特許料金がうんと下がるわけでございます。

例えば松下電器の場合、二〇〇一年の登録件数は五千九件、現行では十七億八千四百万円ですが、これが八億三千四百万円になって、九億五千万円もお得になります。日本電気は八億四千四百五十万円なんですが、同様に、計算省略します、日本電気は八億四千四百五十万、キャノンは一億二千二百二十七万、東芝は五億四千三百八十二万、日立は五億四千五百五十万もお得になると。つまり、今度の改正案は、特許の登録の多い企業、大企業はど料金改定の恩恵を受けるという改正案になっていきます。これは時間があるわけなので、先急ぎです。

一方で、それでは中小企業や個人はどうかということになりまして、先ほど来のお話がありまして、審査請求時には出願者の負担は二倍に

跳ね上がります。約十万円ほど跳ね上がってしまったということになります。ですから、いろんなパブリックコメントなどでも、これでは出せなくなっちゃうよと、中小企業の申請意欲に大打撃を与えるんじゃないかという厳しい指摘がたくさんあったと思います。個人や中小企業の特許性が見込まれる出願の審査請求までも阻害をされるおそれがあるんじゃないかと。特許の入口を狭めてしまふということとは国民の知的財産権を狭めるということにつながります。これでどうして知的立国を造っていくのでしょうか。

大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘の点は、午前中の審議の中でも各委員から御質疑の中で出たところでございます。

今回の料金の改定につきましては、出願から権利維持まで、それに要するトータル費用を、これはもうよく御承知のことでございますけれども、平均的な出願一件当たり約四十八万円から三十八万円と、約十万円減額をするものでございまして、特許性が高く経営戦略の観点からも価値の高い権利の取得を目指す出願人の方々にとってメリットが大きいものでございます。また、出願奨励の観点から、出願料についても二・一万円から一・六万円に引き下げることでございまして、この点からも、個人や中小企業において特許制度の利用がより容易になると私どもは考えております。

御指摘の審査請求料の引上げによる中小企業等の影響につきましては、料金減免措置などの拡大と手続の簡素化、PRの強化による着実な利用の促進を図るとともに、特許取得を目指す中小企業を対象とする先行技術調査の支援制度を創設するなどして、全体として中小企業支援策を一層積極的に講じていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今回の料金改定は、我が国の知的財産活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを旨とする、その基本姿勢への転換を促して、ひいて

は我が国産業競争力の強化につながって知的財産立国の実現に資するものだと思っております。これは午前中の答弁でも申し上げましたけれども、中小企業に対しても私どもは今回も減免措置等も加えておりますけれども、さらに私どもとしては知的財産立国を目指して努力をしていかなければならないと、このように思います。

○西山登紀子君 先ほど私は、非常に恩恵を受けてるのは大企業だと言いました。私の提出させていただいたこの資料を見ていただきますと、この出願件数上位二十社、登録件数を見ていただきますと、その二十社だけで三万七千七百二十一、二〇〇一年の登録件数ですね、持っているわけですね。これは比率にいたしますと三二・一％です。出願をたくさん出している上位二十社で登録件数の約三割を占めるというの、最後のゴールのところまで行った人が恩恵を受けるという改正になっているわけですから、最後までたくさんゴールまで行けるのはやはり力の持った大企業であり、とりわけ、その中にはエレクトロニクス関係の企業が非常に集中している。

こういう、非常に私は、今回の背景として、改正案の背景は、非常に大企業の恩恵を優先し、しかも一方では、本当に幅を広げなければならぬ中小企業や個人の国民の英知を集めるという点ではむしろ人口を狭めてしまう。これでは日本の発展方向は大変お寒い話だというふうに申し上げなければならぬと思います。

時間が迫ってまいりましたが、最後にどうしてお伺いしておかなければならない問題は、審査官の増員の問題です。

日本弁理士会の笹島会長は、二〇〇二年十二月十六日の、産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会に対して、「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方に関する要望書」を出しておられる。その中で、「審査の遅延解消は、本質的には審査の増加に対応した審査官の増員によって図られるべきであり、サーチ外注等の強化は補完的な

問題とすべきである」と、明快に述べていらっしゃるわけでございます。また別のところで、中国やアメリカではプロパテント政策重視によって特許審査官の五割増員計画が進んでいる、日本の対応が求められるというようなことも述べておられるわけでございます。

特許庁は、現在、そういう滞りを消化していくという目的で任期付審査官の募集を行っていらっしゃるんですが、この任期付審査官の採用は特許庁の実定員の中にカウントされている、その分定員を食っている、ですから常勤審査官の雇用を難しくしている、こういう問題を私はお伺いをいたしました。やはり、この常勤審査官の抜本的な定員増と任期付審査官は緊急の措置であって、定員外の採用にすべきであるというこの声は私は極めて妥当だと思っております。特許庁というところは総定員法の枠がまるんだというふうなことに縛られているのはおかしいというふうに思っております。

審査官の方にはちょっとお聞きしたことがありますが、私も私はずっと、審査を始めて、審査そのものがずっと長く時間が掛かるのかと素人見に思っていたんですが、審査官が順番が来てその審査件数を受け取ると、ほぼ一日ずつと集中して、一日ぐらいでオーケーかノーカという審査をずばっとやると。しかも正確にやる。その能力たまるやうなもので、すなわち、これ時間が長いというのは、倉庫の中にずっとたまっている時間が非常に長い、つまり審査をする人間が少なからず皆さんに御迷惑を掛けていると、こういうことなんですね。

やっぱり、早く広く強くですか、そのプロパテント政策を本当にやるためには優秀な審査官をたくさんきちんと増員するということがどうしても必要なのではないでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) 迅速かつ的確な特許審査の実施ということを実現するために、この審査体制整備の取組の一環として、先生がおっしゃいました任期を定めて採用する任期付職員の制度

を活用しております。今年度から弁理士さんを採用しまして、審査実務を行っていただくということにいたしました。

ただ、現行の制度、法制度の下では、具体的に言いますと、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律なんです、これは定員内である国家公務員法第二条に規定する常勤の一般職の職員のみを任期付職員として採用し得ることとされておりますので、定員外での任期付職員の採用を行うことは不可能だということでございます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のように、今日もずっと午前中の質疑から、やっぱり審査官の増員ということは各委員の方から御指摘がございました。また、いわゆる知財の戦略本部の中でも、知財の委員の方からそういう御意見が出ています。

したがって、御指摘の、やはり審査官、これは厳しい中でもやはり増やしていくことは私も私も認識を持っております。先ほどちょっと二〇〇〇年の、二〇〇三年の数字を申し上げましたけれども、厳しい中でもこの異例の増員は実現をしているところございまして、更に私どもは努力させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○西山登紀子君 終わります。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

まず、特許法の改正について伺いたいと思っております。午前中にもいろいろとございましたので重複は避けさせていただきますが、今回の改正によって、出願料は下がり、審査請求料は上がり、特許料は下がる、こういうことでありますけれども、それによって、要は最終的に結果だと思っております。ですから、今ある対価がどれぐらいに減ってくるのかと。

そしてまた、審査期間はひとと非常に短縮されて十八か月ぐらいになりましたけれども、

それがまた二十、三か月にまでなつてまいりました。ですから、審査期間が短縮、どれぐらい短縮されるのか。

この二点について、どういう効果が目に見えて現れるのか、どれぐらいの期間の間に、そのことについて、まず大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

特許審査の長期化の要因というのは、もう先生も御承知のとおり、特許庁の審査可能な件数と出願人による審査請求件数の不均衡による審査待ち件数の増加にございます。特許料金体系の見直しというのは、この辺、このところに着目をいたしまして、出願人の審査請求行動に影響を及ぼすものでありまして、出願人の行動を予測することとは必ずしも容易ではありませんけれども、今回の料金体系の見直しによりましてこの審査請求行動の適正化が行われると、こういうふうにしております。

審査期間の短縮に及ぼす効果を定量的に把握することというのはちょっと困難でございます。今回の料金体系の見直しを行う際に際して、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の中間取りまとめにおきましては、審査官の拒絶理由通知に対し何ら応答もなく、拒絶が確定をいたしますいわゆる戻し拒絶査定、これは二〇〇一年において全査定件数の二〇・五%でございますけれども、このような特許性の乏しい出願の審査請求をされる率が半減をするんじゃないかと、こういうふうなふうに思っております。それから、審査請求件数が一割程度これによって減少するのではないかと、こういうことが指摘をされているところでございます。

経済産業省といたしましては、一般の料金体系の見直しが実効あるものとなるように、企業等への説明など、経営戦略の観点に立った質の重視の知的財産管理の充実を促してまいりたいと思っております。そういう意味で、今ちょっと定量的にお示しするのは難しいわけでございますけれども、

も、今言ったような一つの目安が立つのではないかと、こういうふうに思います。

○広野ただし君 やはりこのプロパテント政策、もう今日、各委員とも知財立国のことを熱っぽく言われましたし、みんなそういう気持ちで、それが日本の将来にとって極めて大事なことでないかという思いはみんな変わらないんだと思います。そのときに、今回の改正、やはり目標がないと、私は何のためにやるんだということだと思ふんですね。日産のゴーンさんが、やはり日産の立て直しに目標を、分かりやすい目標を立ててそれを実行していくと、こういうことをおっしゃっています。

それで、この間、日経にも出ておりましたが、知財戦略本部が大体特許審査期間を六か月ぐらいにしたいんだと、こういう目標を立てているんですね。ですから、三分の一ぐらいに短縮されること。こういうことが、まあ話半分だとしまして、じゃ一年でできるということになりますと、これはやはり非常なスピード感覚になってまいりまして、ある意味で特許行政の大変な構造改革になるんじゃないかと、こう思うわけなんですけれども。

是非一つの目標、三年以内にこうするんだという目標とか、対価はこうするんだという目標を是非明確に示していただきたいと思ふますが、定量的なものということではなくて、是非それは大体半分に、審査期間は半分にしますとか、あるいは対価も半分にしますというふうな大ざっぱなものでいいんですが、何か、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) 知財本部でのお話で六か月という、そういうことが今御披露になりましたけれども、これは、何といたしますか、確定したということじゃなくて一つの目安だと、こういうふうに私も認識しています。

いずれにいたしまして、私も、日本の経済の活性化のためには、やはり今おっしゃったような具体的な分かりやすい目標と、そしてそれに到達するやっぱ道筋というものを明確に示すという

ことが国民にも理解をされやすいし、また協力もしていただけると、こういうことにつながると思っています。

そういう意味では、やはりこの知財関係、特許、こういうものに関しては、今、先生がおっしゃったような、そういう一つの目標を立てるということは私は必要なことだと思っております。私も知的財産戦略本部の副本部長という立場でございますから、今、先生からの御指摘のようなくともしつかりと体して、知財本部の中でも検討を進めるように私も努力をしていきたいと、こういうふうに思います。

○広野ただし君 それで、午前中にも指摘がありました特許特会という一つの枠内だけで考えているところに一つの限界が出てくるのではなからうかという気が私もあります。

スモールエンティティーのアメリカの制度等を、日本でも例えば三百人以下は半額にしますとか、そういう制度を入れようときに、どうしても財源との問題が出てくると思ふんですね。特許特会の場合に見掛け上は九百億円の余剰がありますが、こういうことになっておるものですか、どうもいろいろなところからの同情が出ないんですね、その財源についてですね。これはもう一つ、何か企業特会のような、企業会計のような概念でやりませんと、何か九百億円も余剰あるのに、何でじゃ例えば一般会計から入れなきゃならないのかと。

あるいは私は、エネルギー特会、二つの石油特会あるいは電特からでも入れていいんじゃないかと思っております。例えば、エネルギー関係の先ほどお出ましたけれども、燃料電池関係あるいは新エネルギーあるいはコージェネというふうなエネルギー関係のものについては、大いに特許申請については、出願等については助成をするというふうなことを、エネルギー特会等からも入れるという考え方があつてしかるべきじゃないかと思ふんです。

ですから、まず特許特会の九百億円の余剰とい

うところが実態を余り表していないんじゃないかと。実際、前受金があつてということもありませんし、それを実態の分かるようなものに改めなきゃならないんじゃないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 特別会計の中で確かに九百億近くございます。そのうち約六百億というのはやはり預り金的な性質でございます。実際のはは三百億でございますけれども、それは、いろいろなアウトソーシングをやつてもっと迅速化するとかいろんな形で使う、こういうふうなことがございます。

今、そういうエネルギー特会の中でそういうことも考えたかどうかという御指摘でございますが、例えば研究開発等に関しては、エネルギー特会の中で、例えば燃料電池でありますとか、そういったことについては支出をしていることがございます。そういう意味では、特許の中でそういう部分にインセンティブを与えるかどうかということに関しては、私どもとしては少し研究をさせていただきます。

○広野ただし君 何といたしても、プロパテント政策を実行していくという決意の下では、何かいろんなところから、やはり一般会計からでもいいですし、いろんな特会からでもいいですから、投入をして、やはりプロパテント政策を実行していくということが非常に大切なんじゃないかなと思っております。

そしてまた、審査官の問題であります。あるいは短縮化のために外部調査を委託をする、やはりアウトソーシングというのを大々的にやっていくべきじゃないかと思ふ。

審査官、先ほどお聞きしましたら、どうしても定員内になるんだというお話がありました。ならば、そこは総定員法を変えるというのとはなかなか問題なのでありますけれども、是非短縮化のための特別法を、今度、例えば、何といたしますか、一年ぐらいに短縮するんだということのために、そういうアウトソーシングに関する審査官は定員

外にするんだというような特別法でも作っていただくとか、要するに、目的達成のためにいろんなことを是非実行していただきたいと思うんですね。

そしてまた、先ほどからありましたIPCCですとか、外部調査をやりやすところを早く複数化する、あるいは民間会社も活用をする、これは是非やっていただきたいと思いますが、いつまでにそれをやるか、これも是非大臣の決意を聞かせていただきたいなと思います。

○副大臣(西川太一郎君) 時間の関係もありまして、結論を申し上げますと、平成十五年度中に、ただいま先生の御指摘のアウトソーシングの充実、IPCCとの関係、民間の今六社あるそうしたところの質の向上も含めて、こういう問題については平成十五年度中に結論を出したいと思っております。

○広野ただし君 大臣、もう一つ、特別法が何かを作った短縮化のための措置を講ずるという考え方はいかがでしょうか。

○国務大臣(平沼利夫君) 知財立国というのは、やっぱり日本の非常にこれから重要なテーマでございます。そういう意味では、そういったことも私どもは研究材料として研究させていただければと、こういうふうには思っています。

○広野ただし君 是非前向きに検討をいただきたいと思ひます。

それともう一つ、昨年でしたか、知財基本法のときに参考人等からお聞きしたんですが、海外出願に非常にお金がかかるということから、特にヨーロッパではEC全域に一つ申請をすれば効力を有する、こういうことが、二〇〇五年からですか、発効するというようなことのようにあります。これは是非日本も各国との間で交渉していただいて、特に私はやはりアジアの国々、模造品ですとかいろいろ出てくるわけですね。ですから、アジアの国々に対してそういう交渉テーブルを作っていただきたいと思ひますし、特に今フリートレードの、FTAの交渉を、幾つもタイプ

ルを作っておられると思ひますけれども、各国に對して。そういう国々に対して、是非、この特許政策等について、出願を一本すれば海外にも効力を有する、そういうようなことができないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(西川公也君) この問題、平沼大臣からも午前中お答えをさせていただいたところでありますけれども、アジアが大切だと、アジアに目を向けて連携を強化していこうと、こういうことを申し上げたと思ひますけれども、なかなかそのアジアの中で文化的あるいは歴史的な背景が、依然として大きな格差がある。そういう中で、欧州のような経済統合の歩み、これはまだ緒に就いたばかりでありまして、なかなか全体を包括してやっていこうというのは時間が掛かる話だと思ひますけれども、私どもとしては前向きに一生懸命取り組んでいきたいと、こう考えております。

それから、FTAの問題でありますけれども、シンガポール、スタートしたわけでありまして、これも、これからASEAN、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国等とも経済連携協定を締結しよう、と、こういうことで今検討を進めている段階であるわけでありまして。今後、いかに貿易障壁の撤廃、これを越えて両国間の貿易投資の円滑化ができるか、これらにつきまして私どもも幅広い分野から検討してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくお願ひします。

○広野ただし君 特に国際競争、グローバルの時代でありますから、海外における特許権等の取得というのは非常に大切だと思ひます。

そのためにもう一つ、早期審査請求というんですか、早期審査制度というのがありますが、特に海外のものについては、国際的なものについてあります。これを抜本的に拡充いただいて、海外に対する負担、そして国際競争における日本のいようなバリアを除去することが非常に大切じゃないかと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 外国に出願しているものについては早期審査制度の道が御指摘のよう

うにございます。通常ですと二十二月月ぐらい掛かるものが三、四か月で審査が終わります。おとし三千件ぐらいのものが去年は四千件ぐらいに増えております。

私どもこれを周知徹底して、やはり外国出願をするようなものは急ぐと、これをなるべく早く権利化して企業の競争力になってもらいたいということ、この周知徹底を図って大いに出願の方々に活用してもらいたい、そのための努力をしていきたいと思ひております。

○広野ただし君 正に国際競争の時代ですから、大いに早期審査制度を拡充していただくように、よろしくお願ひをしたいと思います。

ところで、前の特許法あるいは知財法関係のときにもお話し、その附帯決議にも入りました。不正競争防止法、模造品に対する対処の仕方、これはもうちょっと時間が掛かりましたけれども、私は大いにやっていただいたことを評価したいと思ひております。特に、これだけの国際競争時代ですから、経済スパイ事件等いろいろとあらうと思ひます。そういうことに対してきっちりやっていただきたいと、こう思ひております。

ところで、アジアにおいてはいろいろと模造品が出回っております。ですから、それを特に、名前を申し上げて恐縮ですが、中国あるいは台湾、韓国、香港といったところは大宗を占めるわけですね、模造品の。そうしますと、いろいろと日本に入ってくる水際のところできっちり防御しなきゃいけないと思ひます。

そのところで、今、申告制度になっているんだと思ひますが、この点、がっちり防御体制を整ったのかどうか、関税定率法も改正されました、その点について、財務副大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(小林興起君) 御承知と思ひますけれども、関税定率法第二十一条第五号でその輸入禁制品に知的財産権を侵害する物品についてはなっているわけですから、輸入できない

わけでございます。

ただ、それが本物かどうかと発見しなきゃなりませんので、一番は、それは権利者がこれはおかしいというふうに入力の差止め申立てをしてもらえば、これはもう非常に分かりやすいわけですね。けれども、ただ、それだけではなくて、もちろん情報提供とか、おかしいぞとか、それからまた税関の方でもデータベースをいろいろ持つておりまして、今勉強して研修もしておりますので、いろいろなわきが入ってきますので、自ら勉強して積極的に防止するというところで努力しております。

したがって、平成十四年も件数にいたしまして七千件、物品にしまして九十九万点をきちんと止めているわけでございますので、それなりに頑張っているのかなと思ひますが、さらに気を許すことなく研修を積んで水際で防止したいと、財務省としてはそう考えております。

○広野ただし君 それともう一つ、入る方はそれでいいんですが、今度は出る方ですね。特に知的財産ですとか、あるいはそれに密着した精密部品、特に安全保障にかかわるような特に北朝鮮問題等があります。

そういうことで、出る方についてはどういうチェック体制、規制体制になっておるのか、そしてまたそれが有効に動いておるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○副大臣(高市早苗君) 有効に動いているかどうかということでございますけれども、先日、報道ありました警視庁が株式会社明伸に強制捜査を行った事案につきましては、これは外為法上、経済産業大臣の許可の申請が必要なもの、その申請をせずに第三国の通信関連企業を経由して北朝鮮に輸出をする疑いが持たれたということで、あれは経済産業省から告発を、四月二十四日に告発を行ったものでございます。ですから、今回の事案については、非常に貨物の調達を阻止する上で各関係機関の連携がうまくいった例だと思ひます。具体的には、関係法令は、外為法第四十八条一項、輸出貿易管理令第一条、それから技術につい

ては外為法第二十五条一項と、外国為替令第十七条といったことがございませうけれども、汎用品につきましても、安全保障管理に関する国際レジームにおいて輸出管理の対象とする旨合意された品目の輸出については、これは経済産業大臣の許可を必要とするこのリスト規制がございませう。

それから、おとしの米同時多発テロを受けてから、テロリストによる大量破壊兵器の使用リスクというのが増えましたので、ことしの四月一日からキャッチオール規制ということで、食料品ですとか木材などを除く全品目の輸出につきまして、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には経済産業大臣の許可を必要とする規制というのがありまして、罰則も五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金ということでございまして、こういう法令、そして法令の確な運用、関係機関との連携、諸外国との連携を通じて、実効性の向上に努めたいと思っております。

○広野ただし君 特にこの北東アジアにおける我が国にとって大変な脅威になっている北朝鮮に対する、これは特に迂回輸出等もありますから、是非目を光らせておいていただきたい、このように思います。

ところで、景表法についての改正について伺いたいと思います。

BSE問題に絡みまして、特にJAS法といいますか、農林物資についての不当表示問題がありました。JAS法も罰金を上げたり、そういうことをやりましたけれども、まずそのJAS法とこの景表法との区分といいますか、重複しているにしても、じゃ、どういう観点からそこは重複するんだという点について、まず農水副大臣と公取委員長から伺いたいと思います。

○大臣政務官(渡辺孝男君) 広野委員にお答えをいたします。

景品表示法に基づく公正競争規約の表示ルールは、事業者間の公正な競争の確保を目的とし、公正競争規約が定めました特定の品目、食品の場合には三十二品目でございませうけれども、それらの

みに適用されるものでありまして、品目ごとに構成される事業者団体の構成員である事業者のみを規律の対象としておりまして、また違反者に対しては、事業者団体による警告や除名など団体内部での対応が基本となるものと、そのように承知しております。

これに對しまして、JAS法に基づく品質表示基準は、一般消費者の商品の選択に資することを目的としておりまして、一般消費者向けのすべての飲食料品に適用され、飲食料品の製造、販売を行うすべての事業者を対象としております。また、違反者に対しては、行政庁から指示、公表あるいは罰則を伴う改善命令がなされるという制度でございまして、景品表示法に基づく公正競争規約とは目的あるいは適用範囲、違反者への対応等において異なっているものであります。

なお、農林水産省としましては、食品の表示ルールが定めております公正競争規約とJAS法に基づく品質表示基準との整合性が図られるように運用を行っていくところでございませう。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 景表法は、これは横断的な法律でございまして、どの分野、どの業種、どの商品ということではございませう。

要するに、商品にせよサービスにせよ、その表示につきましても、著しく優良であるとか、著しく他の商品に比べて有利であるとかいうようなことを消費者に誤認させるような表示をしてはいかぬということ、そういうために横断的な規制をしていくというのが特徴だと思っております。

更に加えますと、JAS法にしても、これは食品というものの、厚生労働省の食品衛生法にしても、景品表示法は、景表法の場合はそういう商品に付随するラベルの表示の内容がどうかという点だけではございませう、その商品がどうかという点の広告につきましても、それが不当であるかどうかという点を判断しているというののも一つの特徴でございませうが、要するに横断的であるというところが一番特色かなというふうに思っております。

○広野ただし君 そういうことではあります、例えば食品衛生法とJAS法でいいますと、品質保持期限というのと賞味期限というのと、これがJAS法だし、食品衛生法だと品質保持期間というふうな、期限ですか、というふうなことになるのであります。そしてまた、公正競争規約、この景表法でいいますものでは、そういうものが今度保存の方法というふうな形であるので、なかなか消費者にとって、いろんなものが示されておりますから、どれを見ればいいのかと、こういうふうなことで迷うわけでありませう。

ところでまた、中国の例のやせる葉ですか、あるいは食品だったのか知りませんが、この点について薬事法あるいは健康増進法、そして不当表示法のことについてどういう仕分になっているのか、厚生労働省の方と公取さんに伺います。

○大臣政務官(森田次夫君) 現在、参議院で審議いただいておりますけれども、健康増進法の一部改正についてでございますね、これで虚偽又は誇大な広告その他の表示等を禁止する規制を設けることとしたところでございませう。

この健康増進法による虚偽、誇大広告の禁止措置と景表法による表示、不当表示の禁止が重ねて適用されることはあり得ると思っておりますが、景表法は公正な競争の確保を目的とするものでありまして、一方、健康増進法は国民の健康の保持増進を目的としている、こういう点で異なっております。

また、薬事法につきましては、医薬品等による保健衛生上の被害の発生を防止する目的で取締りを行っておりますのでございまして、いわゆる健康食品については薬事法の規制対象となっていないわけではございませう。しかしながら、健康食品と称するものであっても、その広告等について疾病の診断あるいは治療又は予防の目的に資する効能、効果を標榜又は暗示している場合には薬事法上の無承認無許可医薬品に該当することから、同法に基づく取締りの対象としていっておりますのでございませう。いわゆる偽薬といえます。

いずれにしましても、公正な競争を確保することと一般消費者の利益確保を図ろうとする景表法と、健康増進法、薬事法とは規制の目的が異なっております、それぞれの法律の規制目的に照らしまして必要な規制が実施されていると、このように考えておるところでございませう。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 先ほどのJAS法との比較と同じようなことになってしまいましたが、景表法と健康増進法による規制というものは、当然のことながら、それぞれ安全性とか有効性という観点からチェックをされているんだと思っておりますが、景表法は、やせるかどうかというふうな場合も、それが本当にその効果があるかどうかと、根拠がないにもかかわらずあるがごとく表示をするなり広告をして、そうじゃないライバル商品との間で著しくこれは有利、優良なものであるというようなことを誤認させるという行為を規制するというところでございまして、直接的に健康に資するかどうかとか医薬品として有効であるかどうかということ、その切り口がもちろん違うということではございませう。

ただ、不当表示という意味で広く申し上げれば、JAS法の場合もそうでございますけれども、ダブってそれぞれが発動されるということはよくあることだというふうに思っております。

○広野ただし君 じゃ、最後の質問になります、結局、ライバル企業との間に、非常に誇大な広告をしたり表示をするというふうなことで、製品とあるいは業種ごと公正取引協議会というものが八十三ですか、現在、公取さんの指導の下にできていると思っております。その公正取引協議会の中にメンバーとして入っているインサイダーと、そこに入らないアウトサイダー。アウトサイダーの方が、じゃ、いろんな形で不当表示をやるかと、あるいはインサイダーがちゃんと守っているのか、そこところは、いろいろと聞くと何とも言えないようでありませう。

このところを全体として消費者に、不当な表示で消費者にいろんな誤認を与えないようにやっ

てもらいたいと思っておりますが、その協議会を通じて指導をされるという考え方なのか、全般的に法を守るという形でアウトサイダーに対してもきちっと掛けていると、こういうふうに見えていいのか、その点について公取委員長に伺います。

○委員長(田浦直君) 竹島委員長、簡単に答弁をお願いします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) はい。

二つございまして、協議会に入っているメンバーに対しても、そうじゃない者と同様に、公正取引委員会とは個別の事案に基づいて景表法の厳正な適用をするということでございまして、現に排除命令とか警告とかを行っているわけでござい

ます。一方、私も、マンパワーにも限りがございます。それから、業界で、先ほどお話に出ました景表法もある、JAS法もある、薬事法もある云々と、こういう中で、それぞれに最大公約数といいますか、全部にカバーして事業者としてはこういう規約を作って、みんなで守れば全部に適合性を持つというような規約にもなっているわけなので、こういうものを自主ルールとして作るということについては大変有効であるとも思っていますから、いい意味でこういう活動は継続していきたい。ただ、アウトサイダーに対しては、当然、自主ルールでございまして、効力は及ばないということになっております。

○広野ただし君 終わります。

○委員長(田浦直君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として田村耕太郎君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認め

ます。これより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ

いただきます。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、特許法等の一部を改正する法律案の反対討論を行います。

反対の第一の理由は、今回提案されている特許審査請求料の二倍化引上げ案は、審査対象の滞貨増と審査処理期間の長期化を防ぐために、審査請求の値上げによって審査請求件数の抑制をねらったものだからです。

審査請求件数の不適切な増加は、先行技術調査もせず多く出願する大企業などの多数出願者の特許戦略が大きな要因となっています。特許率の低下、戻し拒絶率の増加を招いているこうした大企業の特許戦略こそ是正すべきだからです。

審査請求時における出願人の負担を二倍に引き上げることは、個人や中小企業、ベンチャーの特許出願が見込まれる出願の審査請求までも阻害されるおそれがあり、特許の入口、国民の知的財産権を狭めることは明白です。

しかも、その一方で、質問で指摘しましたように、大幅な特許料の引下げで多く恩恵を受けるのは、特許を多数出願保有する大企業ほど有利とな

っているからです。知的財産立国を目指すのであれば、中小企業と個人について料金を半額にするなど抜本的な制度を作るべきです。

第二の反対理由は、特許付与後の異議申立て制度の廃止とその無効審判制度へ統合することは、広く国民が特許に異議申立てを行う権利を狭め、費用の面からも制限するものだからです。

そもそも異議申立て制度は、特許について権利付与する行政行為に対して、国民の何人も異議申立てする権利を保障するものです。本改正案は、行政の瑕疵ある特許について速やかな是正を促す国民的チェック機能を奪うもので、特許行政の健全な発展の道をも閉ざすことになり、認められ

ません。本法改正で迅速かつ的確な知的財産の保護を目指すというのであれば、審査官増員などの審査体

制の拡充と、すそ野広く出願を可能とする料金の引下げを行うことを求め、反対討論といたします。

○委員長(田浦直君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認め

ます。これより採決に入ります。

まず、特許法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣佳文君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君。

○木俣佳文君 私は、ただいま可決されました特許法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許審査官の大幅な増員、外部人材の活用や先行技術調査におけるアウトソーシング機関の一層の活用など、更なる審査体制の整備強化に努めること。

二 我が国産業の基盤である中小企業者やベンチャー企業を支援する観点から、海外の減免措置制度の状況なども勘案し、個人を含めた中小企業に対する特許関係料金の使いやすしい減免措置等、支援体制の強化及び支援措置の周知徹底に努めること。

三 特許審査請求料を含めた特許関係料金体系は、我が国産業の国際競争力にかかわる問題であるため、出願人のトータルとしての実質的な経済的負担を軽減するとの観点から、附則の見直し期間にかかわらず、欧米における料金の動向等を踏まえて適宜見直し、検討を行うこと。

四 出願人が出願後審査請求前に調査報告書を手入で送ってそれにより自発的に審査請求の要否を判断できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について、審査負担軽減への効果、出願人の意見等を十分に勘案しつつ、検討すること。

五 審査請求期間の三年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止することを可能とする対策を十分に検討すること。

六 実用新案制度について、存続期間の延長、保護対象の拡大等を含めた見直しを早急に検討すること。

七 電子政府の推進の観点から、特許に関するも、インターネット上での特許関連手続や特許関係料金の電子納付を早期に可能とするなど、出願人の利便性の向上に努めること。

八 職務発明規定の見直しに際しては、我が国の産業競争力の強化という基本的視点に立つて、発明者の研究開発意欲の一層の増進と、相当の対価の確定性の向上による使用者の経営安定等の観点から、発明者と使用者のバランスに配慮して検討を行うこと。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣佳丈君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳丈君。

○木俣佳丈君 私は、ただいま可決されました不正競争防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読します。

不正競争防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 知的財産関係訴訟の手続における営業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。

二 営業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、営業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めないということがないよう、捜査当局においては、的確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 次に、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

第十三号中止誤

一 ページ一段七行の次に、次の行を加えるはずの誤り。

選任

中島 章夫君

同日

平成十五年五月二十三日印刷

平成十五年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E